

議事日程(第5号)

平成30年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第10号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第3 議案第21号 教育関係使用料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第22号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第23号 高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第24号 高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第25号 高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について
- 日程第8 議案第26号 高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第27号 平成30年度高鍋町一般会計予算
- 日程第10 議案第11号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第20 議案第28号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第30号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第31号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第24 議案第32号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第33号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第26 議案第34号 平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第27 議案第35号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第28 議案第36号 平成30年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第37号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第30 発議第1号 高鍋町議会基本条例の制定について
- 日程第31 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第32 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第33 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 日程第34 閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第10号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第3 議案第21号 教育関係使用料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第22号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第23号 高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第24号 高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第25号 高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について
- 日程第8 議案第26号 高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第27号 平成30年度高鍋町一般会計予算
- 日程第10 議案第11号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について

- 日程第16 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第28号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第30号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第31号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第24 議案第32号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第33号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第26 議案第34号 平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第27 議案第35号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第28 議案第36号 平成30年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第37号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 発議第1号 高鍋町議会基本条例の制定について
- 日程第31 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第32 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第33 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 日程第34 閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動について

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 緒方 直樹君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 青木 善明君	18番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	河野 辰己君
政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君	産業振興課長	……………	渡部 忠土君
会計管理者兼会計課長	…	横山 英二君	町民生活課長	……………	山下 美穂君
健康保険課長	……………	徳永 恵子君	福祉課長	……………	中里 祐二君
税務課長	……………	杉 英樹君	上下水道課長	……………	吉田 聖彦君
教育総務課長	……………	野中 康弘君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 12番、中村末子。

おはようございます。昨日午後1時55分より委員全員及び議長、副議長がオブザーバーとして、執行部より副町長、総務課長、政策推進課長、上下水道課長、議会より事務局長及び補佐が参加し、第3会議室において議会運営委員会を開きましたので、その経過と結果を報告いたします。

3月定例議会には、同意3件、推薦1件を含む合計40件の案件が出されました。契約1件と平成29年度補正予算については、総括質疑終了後、既に採決を行いました。平成30年度予算や条例の一部、全部改正などについては、日程順に、特別委員会、常任委員会の審査を終了し、委員長報告を待つばかりです。

議会活性化等調査特別委員会が昨年立ち上げられ、議会基本条例及び定数に関する調査などの審議を重ねてきましたが、このたび議論がまとまり、3月議会に議会基本条例の発議をする運びとなりました。発議を日程に加えることに、委員全員の意見が一致しまし

た。

その後、執行部より平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）が提案されたところ。提案理由の説明を求めたところ、キヤノン側から一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団からの水の供給を行うことで合意していましたが、事業する上で、どうしても水が不足するとの要望が出され、水道課と上下水道課と協議、水道水については、まだ余裕があるとのことで、キヤノンへ供給できると判断し、キヤノンの工事に支障を来さないためには、4月では間に合わないとの判断で、今回提案したいとの執行部の意向でした。

委員から、水の量確保は大丈夫なのかの確認や、管の工事についての考え方などの質疑がありました。委員からは、突然の予算提出ではなく、できれば従前にきちんと説明できる時間をとるべきであるとの意見が出されました。

事務局の説明を受け、この2つの案を日程に追加することで意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

- 議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、2件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第9号

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第21号

日程第4. 議案第22号

日程第5. 議案第23号

日程第6. 議案第24号

日程第7. 議案第25号

日程第8. 議案第26号

日程第9. 議案第27号

- 議長（永友 良和） 日程第1、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第9、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算まで、以上9件を一括議題といたします。

本9件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

- 総務環境常任委員会委員長（岩崎 信や君） おはようございます。平成30年第1回定例会において、総務環境常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。日時は3月9日から14日までの4日間です。第1委員会室において、総務環境常任委員全員出席、要点筆記の事務局長、関係課職員の出席のもと、審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第10号高鍋町消防団条例の一部改正について、議案第26号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分です。

初めに、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務課より説明がありました。防災や危機管理に必要な知識と経験を有する、地域防災マネジャーを新たに雇用するもの。9市と都農町、三股町がすでに配備してあるとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、業務内容についての質疑には、大規模災害時の自衛隊派遣の調整や避難勧告等の首長の判断への助言、防災士とのネットワークづくり、地域の避難訓練等への助言であるとの答弁。

また、マイクロバスの運転手は、厚生労働省の通知により、シルバー人材センターへの委託は適切でないとのことから、役場が直接雇用することになったとの説明もありました。

委員より、何らかの法に違反するののかとの質疑は、違法ではないが、適切でないとの答弁でした。

地域おこし協力隊事業については、政策推進課より説明がありました。都市部から、人材を受け入れ、定住、定着を図るとともに、地域協力活動に従事してもらう事業との説明。

委員より、Uターン者も該当するののかとの質疑には、現在地の地域要件がある、募集はJOINのホームページで行うとの答弁でした。

次に、議案第10号高鍋町消防団条例の一部改正について。団員の確保のために東児湯で最低である報酬を東児湯で最高の額に合わせるもの、団員の人数は定数285人に対して243人、平均年齢は34.7歳との説明がありました。

委員より、もう少し金額を上げてよいのではないのかとの意見がありました。

次に、議案第26号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について。蚊口西の二地区津波避難タワーが完成したことによる条例の制定です。鉄筋コンクリート2階建て、高さ10.3メートル、建築建物面積216.13平方メートル、避難人数415人との説明でした。

質疑に入り、委員より鍵は常にかかっているのかとの質疑に、通常はかかっている、非常時はドアを蹴破って入る。高齢者でも破れる強度であるとの答弁でした。

次に、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についてです。

初めに、会計課関係です。歳入として、総務管理費委託金は、県収入証紙売りさばき手数料、歳出の会計管理費は、町金庫派遣に伴う経費である。指定金融機関事務取り扱い手数料や口座振り替え手数料、窓口納付手数料などの説明がありました。

質疑に入り、委員より、県の収入証紙の手数料の増減はどうかとの質疑に、その時の状況で変化がある、28年度の決算に基づき計上した。今年度は西中からまとめて多くの購入があったとの答弁。

また、預金利子の質疑には、一般会計の資金に余裕がある時期に、1カ月から3カ月の短期間の定期預金を行っているとの答弁。

また、口座振り替え手数料、窓口納付手数料の質疑には、指定金融機関、収納代理金融機関と町との契約により行っているとの答弁でした。

次に、議会事務局関係です。旅費は、行政調査、国際文化アカデミーの研修参加費4名分、在日米軍再編の6基地協議会参加費など。減額の理由は、在日米軍再編6基地協議会が29年度は三沢で行われたが、30年度は福岡県築城基地周辺で行われるため。印刷費の増額は、議会だよりのページ増によるものなどの説明がありました。

委員より、国際アカデミーの参加が4名であるがふやすことはできないかとの質疑に、参加人数がふえるということであれば、補正で対応したいとの答弁。

また、議会だよりのさらなる増額はできないかとの質疑には、広報委員会との協議によるとの答弁でした。

次に、町民生活課関係です。初めに、歳入についてです。総務手数料は、戸籍、住民票などの発行手数料、臨時運行許可手数料、個人番号カードや通知カードの再交付手数料、国庫補助金は個人番号カード交付事業費補助金など、国庫委託金は、中長期在留者届け出等事務委託金、県委託金は、人口動態事務委託金、手数料の清掃手数料は、し尿くみ取り手数料、ごみ処理手数料で、前年度と同程度との説明。使用料の衛生使用料は、唐木戸霊園使用料4件分、雑入は、粗大金属引き取り料、家庭用廃油引き取り料など。

歳出として、戸籍住民基本台帳費の需用費は、書籍、事務用品費などの消耗品、印刷製本費、委託料は、住基ネットワーク関連保守の委託料、使用料は戸籍システム借り上げ料などソフトの使用料とリース料、交付金は、通知カード、個人番号カード関連事務委託交付金など、衛生費は畜犬登録、狂犬病予防費、マナー看板費、負担金補助及び交付金は、西都児湯環境整備事務組合負担金、じんかい処理費の廃棄物処理手数料は、テレビやタイヤなどの廃棄物処理手数料、し尿処理費の負担金は、高鍋・木城衛生組合負担金などの説明がありました。

質疑に入り、委員より個人番号の発行枚数の残はとの質疑に、通知カードの残は16通、個人番号カードは申請2,474名、渡した方は2,135名との答弁でした。

また、中長期在留居留地届け出事務委託金に関して、何人いるのかとの質疑に、2月末に男性15人、女性52人であるとの答弁。

次に、粗大金属引き取り料についての質疑には、粗大ごみの中に含まれる金属の引き取り料、また唐木戸墓地は、あと何区画残っているのかとの質疑には、15画である、近年の応募実績は4件なので、それで計上したとの答弁。関連して、墓の高さについての質疑には、制限があるが検討も考えているとの答弁。

また、公害対策審議会についての質疑には、定例会は行っていない、必要なときに開催しているとの答弁でした。

次に、上下水道課です。歳入について保健衛生費国庫補助金は、合併浄化槽に対するも

ので、国庫補助金は60基分、補助率は国費3分の1、衛生費県補助金も合併浄化槽に対するもので、新築にはなく、くみ取りと単独浄化槽からの切り替えに3分の1の補助率。

歳出は、浄化槽設置整備費で合併処理浄化槽設置整備事業補助金、本年4月1日より、町合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度の要項を変更し、29年度までの旧補助金は、新築もくみ取りも単独槽からの合併浄化槽への転換も同額で、5人槽のとき33万2,000円であるが、30年4月1日より、新築は10万円に減額、転換は現状のまま、さらに31年4月からは、新築は10万円に据え置き、転換は48万2,000円に15万円の増額を予定しているため、本年の転換は少ないだろうと考えるとの説明でした。その理由についての質疑には、下水道を広げないということで、合併浄化槽への転換を促すためであるとの説明でした。

次に、総務課関係です。歳入について、交通安全特別交付金は、交通違反の反則金などを原資にするもの、国庫補助金の災害対策補助金は、津波避難タワー建設の3分の2、防災資機材整備事業の2分の1、県補助金は、西都児湯消費生活センター事業に、消防費補助金は自主防災組織育成助成事業、施設協力金は、職員の寄附によるもの。

歳出の総務管理費の庁舎管理費は、議場改修のための測量、設計等委託料、財産管理費の備品購入費は、公用車1台、賃金は、マイクロバス運転手、地域安全対策費は、防災掲示板設置要綱のあった地区の掲示板を金属製、サッシつきに更新するもの。

交通安全対策費は、再編関連訓練移転等交付金を活用したLED防犯灯設置など、また消防費は、団員の報酬引き上げや、消防団員中型自動車運転資格取得補助金、第2部に小型ポンプ積載車購入などとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、自主防災組織はどの地区かとの質疑に、地区が決まっているのではない、予算の計上であるとの説明。

防犯掲示板は、アルミ製にかえるとあるが、との質疑には、26年からアルミ製にしている、本年は11カ所を予定しているとの答弁。

防犯灯設置の質疑には、学校から遠いところから設置するとの答弁。

また、備蓄食料などの消費期限の質疑には、食料は消費期限内に入れ替えている。医薬品は、毎年1万円の予算で限度を見て入れ替えているとの答弁。さらに、備蓄毛布などの質疑には、毛布は448枚、マットは216枚との答弁でした。

次に、消防団の中型免許取得に関し、交通費等に関して手出しはないのかとの質疑には、消防団の費用弁償で補填しているとの答弁でした。

また、議場改修の測量設計については、傍聴席の増加、バリアフリー化についての要望がありました。

次に、政策推進課関係です。歳入は、交付金や補助金、地方消費税交付金は、交付基準が見直され、最終消費地に交付するもので、東京は減収になり、地方は増収になる見込みとの説明でした。

地方交付税は、減額見込み、国庫補助金は、地方創生推進交付金、防衛施設周辺対策事

業国庫補助金は、昨年度からの再編関連訓練移転等交付金で、子ども医療費の拡充や防犯灯LED化、道路改良、学校の付属施設工事などに充当予定。

県補助金の地方交通機関運行維持対策補助金は、廃止路線代替バスへの補助金、寄附金は、ふるさと納税15億円、繰入金は、工業用地造成事業特別会計繰入金、財政調整基金繰入金、ふるさとづくり基金繰入金など。雑入は、広告収入や施設命名権料、宝くじ交付金、町内循環バス運賃など。

歳出について、一般管理費は、指定管理候補選定委員会報酬、47行政ジャーナルのソフトウェア使用料、文書広報費は、お知らせたかなべ、広報たかなべ印刷費、ホームページリニューアル業務委託、備品購入費はデジタルカメラ、財産管理費の積立金は、財政調整基金積み立て、ふるさと納税のふるさとづくり基金など。

企画費の報酬は、高鍋未来づくり事業検討委員会に、補助金は高鍋城灯籠まつり、高鍋未来づくり事業費、活性化推進事業の報酬は、サーフィンなどで移住促進を図る地域おこし協力隊員に、報償費は、宮崎産業経営大学等との包括的連携事業協力謝金と移住サポート謝礼、負担金補助金は、本年5月に発足予定の関東地区町人会の運営助成金、高鍋町内県立高校入学支援金、諸費の委託料は、町内巡回バス、電算化推進費は、クラウド環境利用料、電算機リース料などの説明がありました。

質疑に入り、委員より、工業用地造成繰入金について、まだ契約はできていないと聞いているが、スケジュールはとの質疑に、造成工事が全て終了して、本契約の予定。覚え書きを交わす予定なので、議会に示したい。町の工事完了が12月になっているので、年度内には支払ってもらいたいとの答弁でした。

また、広報番組事業についての質疑には、テレビやラジオ番組は、月1回程度の放送を行うもの。新たにインターネットを通じて、スマホ、タブレットで閲覧できるようにするものとの答弁。

次に、地方バスの路線維持で、新たな路線の説明があったが、経緯はとの質疑には、赤字路線のためである。バスにPRラッピングを行うとの説明でした。

さらに、再編交付金3,000万円の予算があるが、確定はしていない、確定はいつになるかとの質疑には、制度が変わることがある。訓練がなければ、半分になる恐れもあるとの答弁でした。

施設命名権料については、4月から健康づくりセンターにコンフォールが入り、30万円であるとの答弁でした。

関東地区高鍋町人会についての質疑には、会員が70人ぐらい集まった。5月26日横浜市で、設立総会の予定との答弁でした。

次に、税務課関係です。歳入として町民税の現年課税は、個人、法人とも増額、滞納繰り越し分は前年並み、固定資産税は評価替えにより現年課税は減額、滞納繰り越し分は前年並み、軽自動車税は税率改正の影響により増額、町たばこ税は減額などの説明がありました。

歳出は、委託料の家屋評価システム更新業務、地方税共通納税システム導入業務など。債務負担行為として、固定資産評価システム業務委託の説明がありました。

質疑に入り、委員より、評価替えて土地が下落しているが、要因はあるのかとの質疑には、土地は全国的に下落しているとの答弁。

滞納繰り越し分について、金額的には前年並みかとの質疑に、過年度分は減っているとの説明。

歳出が減額になっている理由についての質疑には、封筒などまとめて発注などの工夫や購買関係の備品が、そろってきたためなどによるとの答弁でした。

委員会での審査が終わり、蚊口西の二地区津波避難タワーを現地調査し採決を行いました。

議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を求めたところ、反対討論があり、ほかに討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号高鍋町消防団条例の一部改正について討論を求めたところ、賛成討論があり、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について討論を求めたところ、賛成討論があり、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について討論を求めたところ、反対討論があり、ほかに討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時26分休憩

.....

午前10時29分再開

○議長（永友 良和） では再開いたします。委員長。

○総務環境常任委員会委員長（岩崎 信や君） 失礼いたしました。

総務費の中で監査費で、国際文化アカデミーへの旅費が報告を忘れておりました。失礼いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号高鍋町消防団条例の一部改正について質疑を行います。質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） おはようございます。平成30年第1回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についての1件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。なお、報告については、審査部分の全ての報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

日時は3月9日から3月14日の4日間、第3委員会室において、産業建設常任委員会委員が出席し、執行部当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。なお、3月13日午前中のみ、第3会議室にて、30年度から町の機構改革に伴う所属変更及び委員会付託変更案が提出されたことにより、産業建設常任委員及び総務環境常任委員が合同で出席し、担当課に政策推進課職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について。

初めに上下水道課です。土木費のうち、都市下水路費の都市下水路管理費の説明を受け質疑を行いました。

委員より、都市下水路しゅんせつ工事の一番手のかかる箇所はどこかの問いに、下火月都市下水路の牛乃屋付近で、勾配が少なくカーブになっているため、土砂が堆積しやすいので、しゅんせつ工事は多いとの答弁でした。

次は、建設管理課です。歳入は、高鍋駅前自動車等駐輪場の使用料、電柱等の占用料、公営住宅の使用料、国庫補助金では、社会資本整備総合交付金事業55%補助で、橋梁点検委託、天神鶴・茂広毛平付線、小丸出口・正ヶ井手線、恵良1号橋梁補修、新宮田橋橋梁補修、畑田橋・小並橋橋梁補修、高岡・上永谷線。50%補助で、東光寺・鬼ヶ久保線、住宅補助は持田団地の公営住宅家賃低減化事業で45%補助、住宅建築物安全ストック形成事業で、国庫支出金の土木費委託金は小丸川、宮田川水系の国交省灌漑水門11カ所の

水門操作委託金で、県補助金は木造住宅耐震化リフォーム事業で、県支出金の土木費委託金は、切原川、宮田川、陸閘水門の県管轄10カ所の水門操作委託金との説明を受け、歳出は商工費は、自動車等駐車場管理費で、需用費、役務費、委託料については、例年どおりとの説明があり、使用料及び賃借料の自動車等駐車場システム一式借り上げについては、システム機械が入り、ことしで13年目になり、故障も多く、部品もないということなので、今年度更新を考えているとの説明でした。

次に、土木費の土木管理費は、職員給料手当、それぞれの8名分が計上、法定外公共物の工事請負費は、宮越地区里道整備工事を計上、建築物耐震改修等事業補助金は、耐震診断10件、耐震改修工事5件、耐震改修設計5件で、道路橋梁費の道路維持は道路側溝維持補修、樹木伐採手数料、道路維持管理委託等で、工事請負費は堂藪(1)線舗装工事、町道側溝しゅんせつ工事、葦江・小鶴線側溝のやり替えとの説明がありました。

次に、道路新設改良費の町単独改良費で、主に役務費の不動産鑑定手数料と委託料で、茂広毛平付・高岡線、馬場原・松ヶ鼻線、西側ルート、南牛牧・太平寺線。工事請負費では、宮越地区配水整備、東町(1)線、水谷原坂平付・堀ノ内線、式本松(1)線、水谷原坂平付・堀ノ内線ほか1線、茂広毛平付・式本松線、前古場・大谷線、高岡・上永谷線、西側ルート道路改良工事。公有財産購入費及び補償補填及び賠償金では、羽根田・北牛牧線、坂本・古河線、南牛牧・太平寺線、西側ルート。

次に、社会資本整備交付金事業では、委託料で橋梁定期点検長寿命化計画見直し、天神鶴・茂広毛平付線側道橋設計、東光寺・鬼ヶ久保線補償算定、小丸出口・正ヶ井手線、高岡・上永谷線、設計積算、施工管理業務委託。工事請負費では、天神鶴・茂広毛平付線、恵良1号線、新宮田橋、畑田橋ほか1橋、東光寺・鬼ヶ久保線、高岡・上永谷線。公有財産購入費では、天神鶴・茂広毛平付線、東光寺・鬼ヶ久保線。補償補填及び賠償金は東光寺・鬼ヶ久保線との説明でした。

河川の委託料は、水門操作を建設業協会高鍋支部に委託。工事請負費については、宮田川支流のり面対策工事。負担金補助及び交付金では、脇地区急傾斜地崩壊対策事業負担金で、県の工事の10%で、都市計画総務費では、印刷製本費積算システム手数料が主で、公園管理費では、需要の光熱水費、公園施設補修、樹木伐採手数料、公園管理等の委託料が主で、景観費は景観づくり奨励記念品で、住宅管理費は、住宅維持修繕が主であると説明でした。

また、住宅管理の工事請負費は、石原団地外壁等改修工事との説明があり、単独災害復旧費では、災害時の応急的な経費として、役務費の倒木、土砂撤去手数料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、平成30年度の建設管理課一般会計予算中キャノン関係予算で、大幅にふえているが、全体でどのくらいふえているのかの問いに、内訳として工事請負費設計委託用地買収保障費など合わせると、約8億円ふえているとの答弁でした。

委員より、自動車等駐車場管理委託料は、どこの会社に委託しているかの問いに、町の

シルバー人材センターへ委託している、勤務時間は朝6時から9時までお願いしているとの答弁でした。

委員より、自動車等駐車場システム一式借り上げ料の内訳の問いに、1年間の借り上げ料は、約470万円で、6年間のリースで約2,800万円かかるとの答弁でした。

委員より、空き家管理システム保守点検手数料とありますが、どのようなことをするのかの問いに、今現在空き家実態調査を調べて、GISというシステムを使って地上で空き家が確認できるようにしていますが、空き家状況も年々変わってくるので、システムを運営していく上で、保守点検を行わないといけないとの答弁でした。

委員より、委託料の東光寺・鬼ヶ久保線で補償算定とあるがの問いに、実際補償するときに、再積算を行うとの答弁でした。

次に、農業委員会です。歳入で主なものは、農業費補助金の農業委員会等交付金、機構集積支援事業補助金、農地利用最適化交付金で、農業費受託事業収入として、農業者年金業務委託金などを計上している。

歳出の主なものは、農業委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬、農地相談員報酬、職員3名分の給料などで、負担金及び交付金の説明を受け、質疑を行いました。

委員より、報酬の農業委員農地利用最適化推進委員、農地相談員となっているが、このうち補助金は幾らかの問いに、311万4,000円が補助金となり、町単が860万3,000円となるとの答弁でした。

委員より、高鍋町埋却地優良農地化再生事業補助金は、新規事業だがどのようなものかの問いに、場所は染ヶ岡地区口蹄疫埋設地の養鶏場跡で、まだ売却されておらず、長期間不耕作状態にあり、地力が落ちていると判断しているため、売却を行った際に、購入者が円滑に耕作できるよう土壌改良を行った場合、1回のみ上限35万1,000円として補助金を計上したとの答弁でした。

次に、政策推進課です。機構改革に伴う所属変更及び委員会付託変更案が出されたため、これまで総務環境常任委員会に付託されました国土利用に関する、企業立地、スポーツキャンプ、ふるさと納税事業に関する科目が産業建設常任委員会に付託変更されたことに伴うもので、まず初めに、歳入で主なものは、土費県補助金、都市計画費補助金の土地利用対策費補助金で、国土利用計画法に基づく土地取り引き届け出事務にかかる補助金です。また、ふるさと納税15億円を計上しています。

歳出で主なものは、商工業振興費の企業誘致にかかる予算で、報酬、旅費、需用費、負担金補助及び交付金です。ふるさと納税推進事業では、ふるさと納税寄附金を15億円と見込み、それにかかる経費で報酬の事務委託2名分、報償費ではアドバイザー謝礼、ふるさと納税返礼品、役務費の通信運搬費では、ふるさと納税の返礼品送料など、手数料はクレジットカード決済手数料など。委託料はふるさと納税返礼品取り扱い業務委託、ワンストップ特例申請受け付け点検業務委託が主なものです。

次に、観光費です。スポーツキャンプ誘致に係る予算で、補償費はキャンプ団体歓迎贈

呈品。負担金補助及び交付金では、スポーツ合宿補助金です。

次に、都市計画総務費では、国土利用計画法に基づく、土地取り引き届事務にかかる予算を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、歳入でふるさと納税15億円を計上した理由の問いに、平成29年度当初予算は5億5,000万円の計上をしていたが、実際25億円に上がった。今年度も目標は25億円だが、当初予算として15億円で設定したとの答弁でした。

委員より、企業立地パンフレットの内容についての問いに、企業立地奨励条例が変わったので新しく製作するとの答弁でした。

委員より、企業誘致に伴う普通旅費の内容についての問いに、職員及び町長含めての旅費との答弁でした。

委員より、ふるさと納税事務費の内容についての問いに、平成29年度は、ふるさと納税事務パート職員を5名配置していたが、平成30年度はパート職員のほか、事務嘱託員2名を常時雇用するとの答弁でした。

委員より、ふるさと納税返礼品取り扱い事業者は現在何軒あるかの問いに、事業者数56軒で、返礼品は300品との答弁でした。

委員より、ふるさと納税返礼品の利益率の問いに、2割程度との答弁でした。

最後に、産業振興課です。まず歳入は分担金では、基幹水利施設管理事業分担金、尾鈴地区営事業分担金が主で、使用料RVパーク使用料、農産加工使用料で手数料は鳥獣飼養手数料で、県補助金では、人・農地問題解決推進事業補助金、経営所得安定対策推進事業費補助金、多面的機能支払い交付金、経営体育成交付金、農業次世代人材投資資金、有害鳥獣捕獲班活動支援事業補助金、市町村間連携支援交付金である。委託金は松くい虫薬剤防除にかかる委託金が主で、諸収入では、大家畜導入資金貸付金元利収入、中小企業融資資金貸付金元利収入、一ツ瀬川土地改良事業国営未施工地区償還貸付金元金収入、交流ターミナル運営資金貸付金元金収入などの説明を受け、歳出では農業総務費では、職員の給与や職員手当共済などで、農業振興費では、みやざき特産野菜価格安定対策事業負担金、環境保全型農業育成支援事業補助金などで、新生産調整対策事業費では、高鍋町緊急生産調整対策推進事業が主で、畜産業費では、県畜産共進会奨励金、負担金補助及び交付金、貸付金。

次に、農地は農地費一ツ瀬土地改良事業費、尾鈴地区土地改良事業費、一ツ瀬川営農飲雑用水事業費、国土調査費などである。

地域振興費は、地域農業リーダー育成支援事業費、高鍋環境保全型農業推進協議会補助金が主で、農村施設費は、防災ダム費、交流施設費、農村公園管理費、備品購入費などを計上。

農政企画費は、経営体育成補助金、美しい農地景観形成活動補助金、新規就農支援事業補助金、地域農業リーダー経営安定支援事業補助金、産業後継者親元就労支援補助金、農業次世代人材投資事業費などが主である。

次に、林業総務費は、有害鳥獣捕獲班活動支援事業補助金、野生鳥獣被害防止対策事業補助金、野生鳥獣被害防止捕獲支援補助金などで、林業振興費は、主に松くい虫防除委託事業費などである。

水産業費は、魚種放流については、アユ、ウナギ、稚貝放流については、サザエの放流委託料が主です。

商工業振興費については、地域資源付加価値向上事業委託、地場産業振興対策補助金、商工業振興対策補助金、まちなかチャレンジショップ事業補助金、中小企業相談所事業補助金、商店街まちなみ景観形成事業補助金、中小企業預託貸付金などである。

次に、観光費です。観光費では、高鍋町観光協会補助金、ガイドブック発行費が主で、高鍋神楽PR事業補助金は、高鍋町内2社分の説明を受け、質疑に入りました。

委員より、西都観光、児湯観光活性化大作戦事業とは、どのようなことをするのかの問いに、西都、児湯地区を県外へPR、観光イベントなどを行う、高鍋神楽を4町でPR補助、最近では児湯5町を回る自転車イベント補助などの事業を行ったとの答弁でした。

委員より、鉾山保安管理業務委託とは何かの問いに、温泉とともに天然ガスは出るので、放散量の検地、設備等を安全管理委託しているとの答弁でした。

委員より、農地費が大きく増えているわけはこの問いに、キャノンに伴う工事請負費がふえている。灌漑工事、水道工事、西側ルートなどの配管布設替え工事が主にふえているとの答弁でした。

委員より、農村施設費も大きくふえているわけはこの問いに、県営防災ダム改修の事業負担金がふえたためとの答弁でした。

質疑が終わり、2人の委員より東光寺・鬼ヶ久保線については、当初からの反対の討論があり、同数のため委員長裁決により可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。

済みません、聞いて質疑をするものですから、ちょっと質疑が合わないところがあったら、委員長のほうでそこを訂正してください。

都市下水路については、手のかかるところについて報告されたんですが、都市下水路は条例で年1回のしゅんせつがありますが、その他のところについての説明、質疑はなかったのでしょうか。

また、道路関係で、法定外公共物についての建設関係では、どのくらいの利用者が存在しているのか。担当課からの説明はあったのか、質疑はなかったのかお伺いします。

道路関係でしょうか、長寿命化計画見直しというのがありますが、どこの部分でどのようにしていくのか、方向性が示されたと思うんですがどうでしょうか。

道路に関しての優先順位の決め方はどうしているのか、説明はどのようになされたのかお伺いします。

景観づくりの中で、奨励記念品とありましたが、どのような内容に対して奨励品が出ているのか説明がありましたか、質疑がありましたか、お伺いしたいと思います。

キャノン関係で、予算が多分8億円も増加しているとのことでしたが、増加した理由及びその費用については、町持ち出しとなるのか、用地買収工事費、保障費等は現在の地価とすると開きがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

委員からの質疑にあります、自動車等駐車場システム一式借り上げ金額について、合計して2,800万円かかるとのことだったと思いますが、そのことについて後の意見は出なかったのか、お伺いしたいと思います。

埋却地再生事業の予算として、補助が35万1,000円上限とのことですが、この金額で再生可能金額と見ているのか、補助率は何%であるのか、お伺いしたいと思います。

また、ページ178、179の農村施設費備品購入費草刈り機があります。何機購入されるのか、また誰が草を刈るのか、年何回ぐらい除草されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） お答えいたします。

1番の都市下水道について、手の係るところについての報告はされましたが都市下水道は条例で年1回のしゅんせつがありますが、そのほかのところについての説明及び質疑はなかったかのお答えですが、先ほど下火月のみを報告いたしました、もう1カ所は上江都市下水道しゅんせつ工事がもう1カ所ということで、ほか委員の質疑については、特に別にありませんでした。

2番目の道路関係で、法定外公共物についての建設関係で、どのくらい利用者が存在するか、担当課からの説明があったのか、質疑はなかったのかについては、宮越地区の里道が生活道路として利用されているが、未舗装のため、今回舗装工事を行うという説明があり、どれくらいの利用者があるかの説明はなく、また質疑もありませんでした。

3番、道路関係でしょうか、長寿命化計画見直しというのがありますが、どの部分でどのようにしていくかの方向性が示されたかの質疑ですが、橋梁定期点検に基づき、長寿命化を見直すものであり、これからの方向性の説明はありませんでした。

4番、道路に関して優先順位の決め方はどうしているのかの説明はなされたのかというものの質疑でしたが、特に説明はありませんでした。

5番、景観づくりの奨励記念品とありましたが、どのような内容に対して奨励品が出て

いるのかの質疑ですが、景観に関する写真コンテスト、絵画コンクール記念品代としての説明があり、どのような内容に対して奨励品が出ているのかの説明はありませんでした。

キヤノン関係で、予算が8億円も増加しているとのことですが、増加した理由及び費用については、町持ち出しとなるのか、用地買収工事保障費等は、現在の地価とすると開きがあるのかについてですが、増加した理由は、主に2路線の町道の整備であり、費用について、1路線が社会資本整備総合交付金事業の補助を受けて整備するとの説明がありました。用地買収については、不動産鑑定を行うとの説明がありました。

委員からの質疑にあるが、自動車等駐車場システム一式借り上げ金額について2,800万円かかるとのことですが、そのことについて、後の意見は出なかったのかの質疑に、出ませんでした。

8番の埋設地再生事業の予算として、補助が35万1,000円とのことですが、この金額で再生可能金額と見ているのかの、補助率は何%かの質疑に、一応説明を受けたことで申しますと、本事業は口蹄疫埋設再生活活性化対策事業後、約3年間が経過し、現在も売り渡しはできていない染ヶ岡の埋設地について、地力が落ちていることが考えられることから、土壌改良の支援を行い、優良な農地として再生を図るため、当該埋設地を買い受けた者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することを目的としており、土壌改良を行った金額に対して、最高35万1,000円の補助を行うものであり、35万1,000円以上必要となる場合も想定できます。肥料代等年間10アール当たり15万円の3分の1を補助の上限5万円と肥料代はしています。

それと、産業振興の備品購入費として90万円を計上していますが、何台を購入するのかというと、乗って草刈る乗用草刈り機を1台購入するということです。また、誰が刈るのかについては、説明がありませんでした。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 最後の質疑のところなんですが、今の乗って使うやつですね、乗用の草刈り機、これは多分、産業振興課には1台あったんじゃないかなと思うんですが、まだ社会教育課も買ったんじゃないかなと思うんですが、乗用ののが、これで3台になるということで確認がされたのかな。

だから、乗用で使う部分というのは、平らな面でないとなかなか乗れないと思うんです。だから、そこどころがどういうふうの確認されたのか、例えばどういうところにそういう乗用であれば使えるということがどれくらいあるのかなと思って、そこがちゃんと、きちんと審査をしておかないと、やっぱり乗用の草刈り機というのは、私は正直な話して社会教育課にも産業振興課にも、当初から申し上げているんですけど、やはりこれだけの広いところを管理する上においては、乗用でないとなかなか手刈りでは、肩からかけてするやつでは、なかなかうまくいかないんじゃないかということで、乗用の草刈りを買うから悪いと言っているんじゃないんです。逆に乗用にして、それを本来なら総務課なりし

て、例えば地域で公園を管理したりとか、いろんなことをしていくために、そこも本当は必要じゃないかと、いけば建設管理課あたりでも使えるような状況といのをつくっていく必要があるんじゃないかということ、これは私も再三申し上げていることですので、別段乗用の機械を買うから悪いと言っている意味じゃないんです。

だからでもどういうふうにするのか、どこがどういうふう管理してどういうふうを使うのかということをしつかりと聞いておかないと、私はいけないんじゃないかなと思ったんですけど、そこでは意見は出なかったのか、どんな説明があったのかということ、もう少し詳しく聞きたいなと思うんですが。そういうところでどういう説明があったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 今の質疑ですが、特に委員会では、質疑その他関係についてはございませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 平成30年第1回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第21号教育関係使用料条例の一部改正について、議案第22号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第23号高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第24号高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第25号高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についての6件です。

その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は3月9日から14日の4日間、第4委員会室にて文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課長及び各関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

なお、報告につきましては、議案順及び担当課順に行い、また全ての審査の報告ではなく、特徴的な部分の審査報告といたします。

初めに、議案第21号教育関係使用料条例の一部改正について。社会教育課より、町立高鍋図書館附設設備使用規定の廃止に伴って、使用料条例の図書館附設設備使用料部分について削除するものとの説明でした。附設設備とは、昭和30年に建てられた図書館に附設していた、現在は残っていない建物であるとの説明でした。

次に、議案第22号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。常設展観覧料の区分に、高齢者の福祉の充実及び障がい者の社会参加への支援を目的として、高齢者、障がい者の観覧料区分を設けるため、改正を行うものとの説明でした。また、共

通観覧料にもこの区分を加えるものとの説明でした。

委員より、高齢者料金の年齢は70歳なのかとの問いに、特別展の区分に合わせるものであるとの答弁でした。

次に、議案第23号高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

観覧料の区分に、高齢者の福祉の充実及び障がい者の社会参加への支援を目的として、高齢者、障がい者の観覧料区分を設けるため、改正を行うものとの説明でした。

次に、議案第24号高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

観覧料の区分に高齢者の福祉の充実及び障がい者の社会参加への支援を目的として、高齢者、障がい者の観覧料区分を設けるため、改正を行うものとの説明でした。

次に、議案第25号高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について。福祉課からの説明があり、現行の高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例は、平成5年4月に施行され、寝たきりの老人及び認知症老人で、寝たきり状態の方を居宅で介護している介護者に対して、月額1万円を支給するもので、また平成11年4月の改正により、65歳未満の障がい者が対象に追加され、平成18年4月に介護保険との整合性を図るため、対象を介護保険サービスを利用していない、要介護度4、5の高齢者と身体障害者手帳1、2級、療育手帳A程度とした。改正の概要は、身体、知的、精神障がい者への支援サービスが一元化されていることなどを勘案し、障がい者、障がい児の対象者に精神障害者保険福祉手帳1級の保持者を追加し、高齢者については、対象を課税世帯まで拡充するもの。

また、現行の手当受給者が障がい者及び障がい児にのみの実績となっていることから、実態に合わせた名称を高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例から、高鍋町重度障害者（児）等在宅介護手当支給条例に変更するものとの説明でした。

委員より、上位法によるものなのかとの問いに、町単独のもので、内容の変更をするものとの答弁でした。

次に、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について。

初めに、町民生活課です。国民年金事務費の歳入は民生費委託金、国民年金事務費取り扱い交付金は、国からの交付金で、前年度の実績をもとに積算したもので、歳出は職員1名分の人件費と、臨時職員が通年で1名、繁忙期の1名分の賃金、またコピーチャージ料、コピーリース料であるとの説明でした。

委員より、国民年金の相談件数はとの問いに、電話での問い合わせが約50件で、窓口での対応が約50件であったとの答弁でした。

次に、教育総務課です。歳出の主なものは、事務局費では修繕料として教育長室エアコン取り替えと教育研究所ブラインド取り替えに係る予算計上、姉妹都市交流事業費は、東西小学校新6年生の児童による姉妹都市交流事業にかかる予算で、30年度は米沢市から来町し交流を深めるもので、7月26日から29日の日程で、サーフィン体験などを予定

しているとの説明でした。

教育振興費の教育研究所研究員謝礼は、小中学校4校から選ばれた8名の研究員謝礼で、教育研究所は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育に関する専門的、技術的事項の研究、及び教育関係職員の研修を行うことを目的として設置しており、29年度に引き続き、学力向上をテーマとして、研究員の先生方に毎週1回2時間程度、共同研究を行っていただいております。勤務実態を勘案し、謝礼を増額するもの。

また、非常勤講師報酬は、少人数指導教室等、きめ細やかな授業を実施することで、学力向上を図るために、現在の3人から5人に増員するための経費である。研究会講師謝礼は、中学校3年生を対象とした夏休みに行う教育講演会の予算を計上したとの説明でした。

委員より、非常勤講師がどのような指導になるのかとの問いに、算数、数学、英語などの少人数教室で、習熟度を確認しながらの指導になるとの答弁でした。

また、委員より、教育研究所の研究はとの問いに、研究員の先生方は、授業内容の改善等の研究を学校現場に生かすため熱心に取り組まれているとの答弁でした。

また、負担金補助及び交付金の宮崎県学校体育研究発表大会負担金は、10月に児湯地区で開催される研究大会の負担金を計上したものです。また、西都児湯いじめ問題対策専門家委員会負担金、西都児湯いじめ問題対策専門家委員会特定事案負担金は、平成26年4月から西都児湯7市町村で共同設置しており、第3者等で構成する委員会の経費であるとの説明でした。

委員より、第3者委員会で審査する事案はないのかとの問いに、ないとの答弁でした。

学校管理費東小学校関係では、学校生活支援員賃金は、4学級の特別支援学級が5学級にふえる見込みがあることから、支援員を1名増員するもので、特別な支援を必要とする児童への支援活動や、特別支援学級の運営補助を行うことを目的とし計上するもの。

修繕料は、学校施設の老朽化に伴い、修理、塗装、補修、取り替え等を行うもの、役務費、手数料のうち新規のものは、各学級にある空調の吹き出し、吸入口清掃手数料を計上するもの、近隣の町民からの要望により、学校敷地内交通公園の高木伐採手数料を計上するもの、工事請負費は、第4棟空調設備改修工事と同じく第4棟の機械室内のアスベスト除去工事を計上するとの説明でした。

委員より、特別支援学級がふえる理由はとの問いに、発達障がいを持った児童がふえているためとの答弁でした。

西小学校関係では、修繕料は車椅子を使っている児童が、校内に安全に学校生活を送るために、校舎内の段差解消改修工事の経費を計上するもの、役務費、手数料のうち新規のものは、空調の吹き出し口、吸入口清掃手数料を計上するもの、使用料及び賃借料は、車椅子を使用する児童の階段昇降用リフトのレンタル料を計上するもの、工事請負費は、西門拡張改修工事にかかる予算、グラウンドへおけるスロープが急なため、アプローチを改修するもの、また経年劣化により、プールろ過能力が低下しているため、更新工事を計上するものとの説明でした。

委員より、西門がどのように拡張するのかとの問いに、門柱及びブロックの一部を解体して、2.6メートルから4.4メートルに広げ、アルミ製の伸縮門扉を設置する。片開きで左側に畳むつくりとなり、車の出入りがスムーズになるとの答弁でした。

委員より、身体障がいを持った児童への学校側の配慮はとの問いに、ハード面だけではなく、児童の行動範囲がなるべく1階部分で足りるような配慮などが考えられているとの答弁でした。

教育振興費の東小学校では、使用料及び賃借料の授業支援用パソコン32台と大型液晶テレビ1台のリース料を計上するもの。扶助費の要・準要保護児童援助費は、学校教育法に基づき、経済的に就学困難と認められる児童の保護者に対し、就学援助金を交付するもので、特別支援教育学奨励費は、特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、経済的負担を軽減するため必要な経費を補助するもので、費用の単価は要・準用保護児童援助制度のおおむね半分になるとの説明でした。

委員より、要・準要保護児童はふえているのかとの問いに、ふえているとの答弁でした。西小学校では、使用料及び賃借料の※児童支援用パソコン28台と大型液晶テレビ2台のリース料を計上するもの、また扶助費の要・準要保護児童援助費、特別支援教育就学奨励費を計上するものとの説明でした。

学校管理費、東中学校関係では、役務費、手数料のうち、新規のもので空調の吹き出し口、吸入口、清掃手数料を計上するもの、使用料及び賃借料は、校務用パソコンリース料教師用を27台を計上するもの。工事請負費は、学校施設環境改善交付金を利用して、南棟便所改修工事とプールろ過装置更新にかかる経費を計上するもの。

また、西中学校関係では、修繕費は職員室横グレーチング設置、黒板張り替え等を計上するもの、役務費、手数料で空調の吹き出し、吸入口清掃手数料を計上するもの、使用料及び賃借料の校務用パソコンリース等料教師用22台を計上するもの、教育振興費、東西中学校では、使用料及び賃借料の授業支援用パソコンと大型液晶テレビのリース料を計上するもの、扶助費の要・準用保護生徒援助費、特別支援教育就学奨励費を計上するものとの説明でした。

学校給食費、東小学校修繕料は、給食室ごみ置き場改修、シャッター改修、その他の修繕料を計上するもの、給食業務委託の委託先は、3年契約の1年目で賃金単価の増等により増額を計上するもの、西小学校修繕料は、給食室床張り替え、玄関床張り替え、その他修繕料を計上するもの、給食業務委託の委託先は、3年契約の1年目で賃金単価の増等により増額を計上するもの、給食センター費修繕料は、搬入搬出口網戸設置と調理場内施設維持補修費用を計上するもの、委託料は、3年契約の1年目で、賃金単価の増等により増額計上するもの、また工事請負費、蒸気配管更新工事は、夏休みを利用して行う予定との説明でした。

委員より、委託先の入札は何社で行うのかとの問いに、3社の競争入札であったとの答弁でした。

※後段に訂正あり

次に、社会教育課です。社会教育総務費の負担金補助及び交付金のうち、3つの団体を増額するもので、高鍋町地域婦人連絡協議会運営費補助金は、運営費の増額と宮崎県で開催される九州大会の登録料を計上し増額したもの、ガールスカウト運営費補助金は、活動の状況や経緯を判断しての増額である。高鍋町子ども会育成会連絡協議会運営費補助金は、リーダー研修会の規模拡大のため、バスを1台ふやすための増額であるとの説明でした。

公民館費、工事請負費は、中央公民館貯水タンクの老朽化により、漏水が見られるための改修工事と、女性トイレの改修工事にかかる経費を計上するとの説明で、委員よりトイレはどのような工事になるのか、また町民からの要望が上がっているのかとの問いに、ホール利用者用の女性トイレ9カ所のうち、和式3カ所を洋式2カ所に改修し、全8カ所とし、洋式3カ所、和式5カ所となる。また女性高齢者からの多くの要望が上がっているとの答弁でした。

図書館費報酬のうち、図書館検討委員10名分を計上するもの、賃金のうち、古文書データ化に伴う臨時職員2名分に加え、修復に伴う臨時職員2名分を計上するもの、委託料には、古文書データ化の委託と防カビ対策のための委託を計上するもの、備品購入費は、主に図書閲覧用パソコンの購入費を計上するものとの説明でした。

委員より、図書館検討委員会はいつ立ち上がるのか、また委員の構成はどの問いに、年度初めから人選に当たり、確定次第委員会を開催する。公募が若干名のほか、PTA役員、学校長、正幸会、図書館協議会などから選任を検討中であるとの答弁でした。

また、委員より、パソコンはどのように使用するのかとの問いに、利用者の閲覧用1台を予定しており、図書館には必要になってきているとの答弁でした。文化財保護費の報酬は、埋蔵文化財嘱託職員1名分、またキヤノン関係の道路関係に係る経費を計上するものとの説明でした。

歴史総合資料館費は、使用料及び賃借料は、自動消火装置トマホークのリース料を計上するもの、高鍋湿原費委託料のうち、湿原学術調査委託は湿原保護検討委員会の協議で、トンボに関する学術調査を実施したいとの意見があり計上するものとの説明でした。

美術費工事請負費は、美術館全体の空調設備が故障しており、温湿度の管理ができないため、残りの1つの展示室の改修工事を計画しているとの説明でした。

企画展示事業費は、特別展ルーブル美術館銅版画展と企画展2展に係る経費を計上するものとの説明でした。

委員より、特別展はどのくらいの規模になるのかとの問いに、ルーブル美術館の銅版画1000点のパッケージ展覧会であるとの答弁でした。

体育施設費のスポーツセンター費委託料は、耐震診断業務委託をするもの、29年度に基本調査を実施し、今後の工事に関する協議を行い、建物の強度についての検討を行った結果、改修工事をする上で耐震がどれだけあるのか実証する必要がある、委託料を計上するものとの説明でした。

委員より、これまで耐震診断は行っていないのかとの問いに、平成3年に建築された建

物であり、新しい耐震基準であるため、これまで耐震診断は行っていないとの答弁でした。

新規事業として名倫堂創設240年記念事業は、名倫堂創設240年を記念して、講演会シンポジウムを開催予定であり、29年に開催された鈴木馬左也シンポジウムの実績を参考に予算を計上したとの説明でした。

また、新事業として、町営野球場バックネット取り替え工事設計委託を計上するものとの説明でした。

次に、健康保険課です。子どもから高齢者までの幅広い世代に医療・福祉・住まいの支援を目的とした予算編成を行い、民生費社会福祉費の主な事業として、敬老祝い金事業は条例改正により9月15日現在の年齢が88歳、100歳を迎える方にそれぞれ1万円、3万円の祝い金を支給するものとなり、予算額としては減額となったとの説明でした。

委員より、町民の反応はどの問いに、お知らせしたかなべに掲載したところ、問い合わせがあり、また議会だよりにも掲載していただいたことで周知が図られたとの答弁でした。

緊急通報システム事業は、疾患のある人と、身体上、精神上等の理由により、日常生活に不安のある高齢者層の世帯に対し、緊急通報装置を貸与することにより、高齢者の安全の確保と精神的不安の解消を図るものとの説明でした。

委員より、現在の利用状況はどの問いに、12世帯の利用があり、緊急時はコールセンターにつながり、状況に応じて対応していくとの答弁でした。

また、高齢者住宅改造助成事業は、在宅で自立した生活をする要介護高齢者の世帯に、住宅改造のために要する費用として、上限50万円の1軒分を計上したとの説明でした。

委員より、どのような改造計画、改造内容なのかとの問いに、手すり、段差解消等の改修があるとの答弁でした。

シルバー人材センター補助金は、高齢者の生きがいがづくりの推進と就業機会を確保するために補助するとの説明で、委員より補助金の積算は、また登録人数はどの問いに、人件費の半分程度であり、現在136名が登録しているとの答弁でした。

保健衛生費の予防費、高齢者予防接種委託の委託料は、敬老祝い金の条例改正により、自己負担の軽減を図るもので、インフルエンザ予防接種の自己負担額を500円引き下げる人数は、実績に基づき算定し増額としたとの説明でした。

母子衛生費の妊産婦健康診査助成は、新たに産後健診の助成をするもの、新生児聴覚検査は、新規事業で自己負担であったものを町費として出すものとの説明でした。

健康づくりセンター費のプール施設管理運営事業は、株式会社イーストリバーが4年目のプールの管理運営委託になり、工事請負費はシャワーユニット取り付けの工事費を計上しているとの説明でした。

委員より、新たに取付ける理由はどの問いに、現在のものは室内に湿気がこもり、ロッカー等がさびるため取付けるものとの説明でした。

次に、福祉課です。少子高齢化の進展により、民生費は対前年度比率で6.3%の増となり、一般会計に占める割合は28.9%となっている。主な事業として、介護訓練等給

付費、認定こども園施設整備事業補助金、保育所等整備事業補助金、私立保育園運営費委託、幼稚園・認定こども園給付費、地域型給付費であるとの説明でした。

社会福祉費、社会福祉総務費は、臨時福祉給付金事業が平成29年度で終了したことによる減額。負担金補助及び交付金のうち、児湯地区保護司会高鍋支部補助金は、保護司の識見向上のため、視察研修を行っているが、研修費を保護司の年間費から支出していたものを、他市町村においては視察研修費も含めた補助をしていることから増額するものとの説明でした。

障害福祉費、地域生活支援事業の精神保健福祉ボランティア養成講座は、養成期間の最終年度に当たり、今後の活動を町民に周知するため、シンポジウムを開催するもの。特別支援事業は、手話通訳者を役場窓口に配置するもので、特別促進事業は、防災減災対策として、障がい者、障がい児に係る個別支援計画の策定を補助する臨時職員を設置するものとの説明でした。

障害福祉費、扶助費の新規事業の人工透析患者交通費助成事業は、人工透析患者に対して通院の負担軽減を図るため、タクシーチケット配布によるタクシー利用の助成と行うものとの説明でした。

委員より、タクシーに限定した助成なのかとの問いに、バスを利用できない方もいるので、ドア・ツー・ドアのタクシー利用に対して助成するものとの答弁でした。

児童福祉費の修繕料が、やまばと保育園南側の9地区児童用プールが33年経過しており、側面にクラックが入っていることから、舗装工事を行うものとの説明でした。

負担金補助及び交付金は、ももの木保育園の園舎建て替えに対し、国庫補助金を活用することに伴う補助で、既存の保育所を解体し、新たに認定こども園を建設するもので、教育部分に認定こども園施設整備事業補助金を活用し、保育部分には保育所等整備事業補助金を活用し、国が2分の1、町が4分の1、事業所が4分の1の負担割合になるとの説明でした。

委員より、土地と建物の所有者は、まだ面積はどの問いに、土地は町からの有償貸しつけで、建物は無償譲渡である。また土地は2,693平方メートル、建物は565平方メートルとの答弁でした。

委員より、どのような設計になるのか、また病後児保育施設はどうなるのかとの問いに、設計図等の資料は外部に持ち出すことはできないため、委員会室で確認いたしました。また、病後児保育施設は、現状のまま利用するとの答弁でした。

委員より、幼保連携型認定こども園について質疑があり、教育・保育を一体的に行う施設で、ゼロ歳から小学校就学前まで一貫した教育・保育を提供できるようになるとの答弁でした。

児童福祉総務費委託料は、平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度へ対応するため、子ども・子育て支援計画改訂に伴うニーズ調査委託で、対象は1,240世帯、32年度に改訂する高鍋町子ども・子育て支援事業計画について、30年度中に行う

必要があるためとの説明でした。

委員より、前回の対象世帯は、また回収率はとの問いに1,720世帯で29.9%であったとの答弁でした。

児童措置費委託料のうち、町内6園の私立保育園運営委託は、国基準の改正に伴い、保育単価、処遇改善加算、主任保育士、事務職員※雇い加算、入所児童処遇特別加算、その他加算による増額であるとの説明でした。

子ども家庭支援センター事業費は、29年4月から開始し、子どもと家庭に関する相談支援や、問題を抱える家庭の支援など、一人一人の状況に沿った相談支援を専門的に行う機関で、開始以来相談件数がふえて、正規職員を2名配置するための人件費増に伴う増額であるとの説明でした。

以上、全ての審査が終わり、まとめに入り、議案第21号教育関係使用料条例の一部改正について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第22号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第23号高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第24号高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第25号高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） それでは、ここでしばらく休憩しまして、午後1時より再開します。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 午前中に委員長報告しました中で、少し私の滑舌が悪い部分がありましたので、ちょっと再度、御報告したいと思います。

西小学校の使用料及び賃借料の授業支援用パソコン、「授業」のところちょっと違った表現をしておりました。

それと最後ですが、児童措置費委託料のうちの事務職員雇い上げ加算、この「雇い上げ」というところをほかの読み方をしましたので、訂正して御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

※後段に訂正あり

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第21号教育関係使用料条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今まで放置されていた理由の説明はあったのでしょうか。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 図書館法に、図書館はいかなる対価もとってはならないとの規則があり、対価であるため使用料をとることはできないことから、町立図書館附設設備使用規定を調べたところ、現在は残っていない附設設備の使用料であると確認したとの担当課からの説明でありました。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第22号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 改正するに当たり、これは22、23、24は関連すると思いましたが、24号で質疑を行いたいと思います。

改正するに当たって、住民からの要望があったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 住民からの要望があったというふうには説明はありませんでした。また、委員のほうからも質疑はありませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第25号高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちょっと2点ほど質疑をします。

介護保険利用者は要介護度の4と5であれば、施設入所者はどのくらいに費用負担となるのか、お伺いしたいと思います。

障害者1、2級となると要介護者4、5に匹敵すると思うんですが、本来なら施設入所ではないかなと思っているんですが、施設入所でないが無理かなと思うんですが、高鍋町では何人くらいの方が対象となるのか、また精神について1級と限定した理由及び人数については説明があったと思うが、1級の対象者及び対象外ではあるが2級の人数は何人くらいおられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 今の御質疑に対しての委員からの質疑はありませんでした。どちらもありませんでした。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは、基本中の基本だと思うんです。ほとんど何で聞かなかったのかと、今さら聞くわけにもいきませんが、委員会の審査において。これはやはり、基本中の基本だと思うんです。介護保険の利用者であれば、要介護度が4と5であれば、かなり高い介護保険からの負担、個人からの負担、これは1割負担であろうがやっぱりそれだけ負担をしているわけです。そうすると、居宅で介護している人たち、そういう人たちを居宅で介護している人たちにしてみれば、介護ができるかどうかということも含めて、やはりきちんとそこを審査していかないと、非常に人数的に、これから介護手当が一体どれぐらい必要になってくるのか、またどういう、私は後で討論では申しますけれども、精神障害の1級の対象者であれば、人数的にはあんまり多くはないと思うんですけれども、2級を対象にした場合にはものすごくふえてくると思うんです。

だから、その辺のところを委員会で審査をしてない、私、恐らく説明があったんじゃないかなというふうに思うんです。そこまで説明しなかったら、これは担当課がやっぱりそういう説明をしないということは、もうなし崩しにこういう条例を全部改正するということにもなりかねないと思うんです。

だから、執行部に対して私たちチェック機関ですので、説明をしなかった部分についてはやっぱり説明をさせるように、心がけていく必要があると思いますし、説明をした部分についてはきちんと、私たちは質疑をしていくというのが基本中の基本だと思うんです。何の説明もなく、何の審査も質疑もございませんでしたって、そういうふうに答えれば私たちは引っ込まざるを得ない部分というのもあるんです。

しかし、私は総務環境常任委員会に所属しておりますので、この文教福祉がどのような審査を行ってきたのかというのわからないわけです。だからこそ、こうやって質疑をしていくわけです。本来なら、私が総括質疑でこれはすべきだったのかなと今ではちょっと反省しますが、本当に説明はなかったんですか。

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午後1時10分休憩

.....

午後1時11分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 先ほど、この議案第25号に関しては、委員長報告の中で説明したものが全てでございます。特に委員からの質疑はありませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 何点かありますので、そのことについてはもう既に委員長に対しては提出している部分もありますので、答弁をお願いしたいと思います。

教育研究所の研修人員についての選定及びどんな研究、研修をしていくのか、説明があったと思うが、報告だけでは理解できませんので、もう一度内容を説明していただきたいと思います。

また、先生はそれだけでなくも時間外及び部活動などが問題で、家族も顧みないと問題になっているのに、報告などの文書はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

非常勤講師で、学力向上を図るとのことですが、具体的にはどのような内容だったでしょうか。

学校支援員が増員されたことについてはありがたいと思います。県の8名という数字についての議論はありませんでしたか。

また、障がいを持ったりしている生徒の中で、普通学級との交流を行い、社会に適應できる準備をしていくために、どのような支援があるのか説明及び質疑があったのかお伺いします。

大型液晶テレビは何に利用されるのか、説明していただきたいと思います。

給食センターについては、経年劣化を初め、調理などに関して不都合な状況があるかに聞いておりますが、説明はどうだったのでしょうか。

パソコンについて、現代ではタブレットなどへの移行もあると聞いておりますが、高鍋ではどのようになっているのか。パソコンリースについての内容は、社会適應できるものかどうかお伺いします。

中央公民館のトイレ改修に関して、どのようになるのか。議会のトイレ改修においては、洋式を入れたのはいいんですが、狭くて使い勝手がよくありません。いまや広くて使いやすいトイレは当たり前ですので、減らしてでも広い、使い勝手のよいトイレ改修など、委員の提案はなかったのでしょうか。確かに説明では、3カ所を2カ所にとということですので、広くはなると思うんですが、いかがでしょうか。

図書館については、検討委員会が立ち上がるようですが、説明ではどのようにしたいのか、執行部の企画はあるのでしょうか。検討委員会に投げかけるだけなのでしょうか、お

伺います。

スポーツセンターの耐震診断については、工事初めに行うのか、それとも工事を終了した後に行うのか、それがワンセットなのかお伺いしたいと思います。

姉妹都市交流事業費は、本年度5年生が参加してきたのだと思いますが、新6年生となると、同じ学年で2回行うことになるかと考えるが、そのことについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） まず、教育研究所についてです。

この教育研究所の研究員は、小中学校それぞれ各校から2名の先生が、学校のほうから選ばれ、また30年度は学力向上をテーマにして研究を行うという説明がありました。報告というのは、こちらの教育研究報告書のほうに、これは29年度ですが、こちらで全て詳しく報告されているという説明がありました。

非常勤講師についてですが、これは委員長報告のとおりです。

次に、学校支援員についての質疑でございますが、この委員会での質疑はありませんでした。

県のこの8名という、基準ということだと思っておりますが、これについての委員からの質疑はありませんでした、議論はありませんでした。

また、次の質疑の普通学級での交流を行い、そしてまた社会に適応できる準備をして、どういう準備をしていくのかということに関しまして、これは質疑はありませんでした。

続いて、大型液晶テレビは、これは授業支援用として利用されるということの説明がありました。

次に、給食センターについてですが、この給食センターは、平成7年度に開始した給食センターで29年度に不具合が多発しまして、蒸気配管の劣化がわかり、そして更新工事を行うということの説明がありました。

次に、パソコンについてですが、タブレットの移行もあるのではという質疑に関しましては、東西小学校のほうでタブレットを使用しているとの説明があつています。

次の、パソコンリースについての質疑はありませんでした。

続いて、中央公民館のトイレについてですが、こちらは委員長報告のとおりです。

次に、図書館の検討委員会についてですが、これも委員長報告のとおりでした。

続いて、スポーツセンターの耐震診断についても、これも委員長報告でお伝えしたとおりです。

最後の、姉妹都市交流事業についてなのですが、これは29年度に今の小学校5年生が米沢のほうに交流をするために伺っております。30年度に関しましては、新6年生になっている児童が米沢からの子どもたちを受け入れて、交流を行うというものというふうに説明を受けております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほど、非常勤講師で学力向上を図るとのことですがと質疑のところで、報告した以上に何もないという答弁だったと思うんです。そして、先ほどの委員長報告の中には、少人数指導教室などきめ細やかな事業を実施することでということであつたんです。少人数とは、一体じゃあどれぐらいなのかということ、きちんとそこで、多分、説明があつていると思うんです。これぐらいの人数できめ細やかにやはり行っていくということが。じゃあ、算数とか数学とか英語などの少人数教室で、習熟度を確認しながらの指導になるということですので、じゃあどのようにしていくのかというところが、やっぱり知りたいわけです。じゃあ、講師がひよっとしたら足りないんじゃないかと、そのための講師が足りないんじゃないかと、不足した場合には、やはりちゃんと予算配置をすべきだと思いますので、それはやっぱり、教育委員会が方針を持って臨んでいるのであれば、やはりこれからは英語教育についてもしっかりとやっていく。

やっぱり、昔で言えば「読み書きそろばん」と言いましたけれども、今はそこに英語も加わってきているわけです。そういうことから考えたときには、この算数、数学、英語についての専門的な知識を持たれた皆さんを、やっぱりそれだけじゃ足りない、その人数では足りない、やはり教育委員会で判断をされたらもっと予算を確保してほしいということの要求も出てくるんじゃないかなと思うんです。予算ではこの人数だったけれども、じゃあもう少し上げていきたい。そのための少人数のクラスにしたい。

やっぱり、宮崎県は最初に少人数の30人学級とか、小学生の、そういう打ち出している状況ではあるんです。だから、そういう意味では英語とか算数とかそういうところの少人数を一体どれぐらいの人数に設定しているのかというのは、当然、私はお話、説明をされたものだと思っていたもんだから、そういう形で答弁があるだろうと思ったんです。

それと、大型液晶テレビは何に利用した、授業支援用としてって、具体的にどのように授業支援をそれが働きかけられる、それが例えば何台設置して、どういうふうにするのか、前、八代議員が、多分これ質問されたと思うんですが、今、黒板レスというか、黒板をなくしてやっていくっていう授業というのものもあるように聞いているんです。そういうものではないのかとかいう意味も込めて、その大型液晶テレビというのは授業支援用として、例えば今度はモデルケースですのかどうかということも含めて、多分、議論があつたと思うんです。だから、その辺のところはどうだったのかなというふうに思った部分があるんです。

スポーツセンターの耐震診断においては、前のときに私、どこでしたか、ちょっと記憶が定かでないんですが、いろんな工事をしてもいいんだけど耐震診断をした後にもう一回工事をやろうとすると、もう一回耐震診断をしないといけないという話を聞いているんです。それはなぜかということ、例えば新しく何か附設すると、設備をするということになれば、そのいろんなものも加味した上で、それが耐震診断に適応しているのかいないのかということも含めて、耐震診断を行うから、2回の耐震診断を行わないといけないんで

すよということを、以前、私はそういうふう聞き及んでおりますので、そのことについて、耐震診断をどうしていくのかということの説明は恐らくあったんじゃないかなと思うんです。

これは、まずは以前やってないから最初にやって、後、そうした上でそれで耐震診断をもう一度、再度行っていくのかどうかということを知っているわけですから、その辺のところは私でもそうやって把握できる状況もあるので、その辺のところ、どういうふうに審議をされてきたのか、お伺いしたいと思います。答弁によっては、またもう一回させていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 非常勤講師の配置についてですが、これは29年度3人を設置したということで、30年度は5人にふやしたということで聞いております。

委員のほうからは、そういう質疑は少人数指導教室についての人数の質疑はありませんでした。

きめ細やかな事業を実施するためにも、そしてまた委員長報告にも書きましたけれど、やっぱりそういう児童が増えているということで、3人から5人にふやすための経費を計上するということの説明は受けております。

大型液晶テレビですが、これは授業の中で使用するということで説明を受けております。

最後のスポーツセンターの工事請負費なんですが、耐震診断に関しましては、先ほど委員長報告もしましたとおり、この建物が平成3年に建築された建物ですので、耐震診断は今までに行っていないということで、29年度に改修のための基本調査を行った結果、今後の工事に際して耐震診断、建物の強度について診断をしないといけなということなので、その耐震診断の委託料を継承するということでした。という説明がありました。

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午後1時25分休憩

.....

午後1時27分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 少人数指導教室の児童の人数というのは、説明はありませんでした。また、質疑のほうもありませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

バスの運行に関しては、厚労省より不適切であるとの判断があり、これについては問題ないと考えます。

しかし、危機管理専門員、地域おこし協力隊について、国からの補助要項があるとしても、機器管理専門員について説明を求めましたが、防災士をまとめるとか、自主防災組織への働きかけなど、今まで職員が行ってきたことで十分であると考えますし、国への南海トラフに関連しての、高鍋町の防災計画及びそれを予防する立場での調査などを行い、避難タワーを2カ所建設、避難ビル、標高高表示、学校へのフェンス設置などは実現、そのための予算なども要求実現していることなどを考え合わせれば、高鍋町を知る役場職員で十分に対応できてきましたし、対応できると考えます。

高鍋を知らない人が突然舞い降りて、本当に成果が期待できるのか。こんな職員を横に置いた人事を行うことは避けてほしいと思いますし、地域おこし協力隊についても、当初予算で予算化がないようお聞きしました。それによると、移住定促進などを初め、サーフィンのメッカにでもされるおつもりなのかは存じませんが、なんだか浮ついている企画だと考えます。

また、200万円の補助があるとはいっても、結局は400万円を使うというものです。これで、結果が付いてこなかったら、誰がどのような責任を取られるのでしょうか。

また、日本全体で人口が減少するのは全国的な流れであり、多様化する生活スタイルで若者が古民家に住む、外国の方が自らの資金で古民家を再生し、そこにもと住んでいた国の人を呼び込み、日本のよさを世界へ発信することが今時の考え方です。あれもこれも準備して、移住定住促進をしても、結局は補助がある間のことと考えると、そのお金を内需拡大に使うことこそが、もっと重要だと思います。今こそ、高鍋から人材を輩出するのではなく、そのまま定住していただくことが大事だと考えれば、おのずと方向性は出てくると考えます。

今、ふるさと納税が大きく伸びてきました。事業者も多くなり、まさに事業する集団ができつつあります。この中心になっているのはまさに高鍋の人です。これが全体に広がるまでもう少しです。このようなときに人をお金で呼び込むというのは、性急ではありませんか。今こそ、中にあるよりよい人材をしっかりと育成し、その人たちがあしたの高鍋を引っ張る中心になることこそが重要だと考え、反対いたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決で

す。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号高鍋町消防団条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第10号高鍋町消防団条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

委員会での審査のときに、消防団員の確保が難しくなっている状況が説明されました。私は、できれば団長を30万円に引き上げ、団員も最低4万円にさせていただきたいと要望したところです。

その理由は、この金額は年額です。そのことから考えて訓練、出動、消防始めや操法大会に向けての訓練を含め、車の機種も変化することに伴う免許取得など大変だと考えています。今までも、総務省に向けて、共産党の要望活動では出動手当の引き上げを含む団員の処遇改善、装備の充実などをお願い、実現しており、消防団員になれなくても、しっかりと私は支えていきたいとの思いは持ってきたつもりです。

処遇について引き上げをお願いして、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第10号高鍋町消防団条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第21号教育関係使用料条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第21号教育関係使用料条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第22号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

これは、条例全般に関係しますが、条例上、できればきちんと文言整理を行う必要があると感じたところです。障がい者のところに介護者も一緒に記載するのはいかがかと考えます。全部の条例を見直したわけではありませんが、例規審議会で再度確認及び文言の整理をお願いして、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第22号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第23号高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一

部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第24号高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第25号高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について、賛成の立場で討論を行います。

介護する立場の人は本当に大変です。特に障がいを持っている方の介護は、どうしてもストレスがたまると言われています。思い起こすと、議員になってすぐに一般質問したのがこの介護手当と紙おむつ至急問題でした。12月の一般質問で、翌年3月の当初予算で早速、月1万円の介護手当と紙おむつ至急が実現しました。

しかし、私は入浴サービス員をしていた経験から、介護する立場の人に対しての思い入れはありますし、実態も少しは把握しているつもりです。介護手当は、介護されておられる方が居宅での介護を快適にできる環境づくりには、必要だと思います。週1回ぐらいはお茶をしたり、時にはおいしいものを食べたりして気分転換をする、そして優しい気持ちで接することができる時間をつくれる、僅かですが、その一部になればと思っております。

1級のみ精神障害者居宅介護だけでなく、もう少し枠を広げていただくことを要望して、賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第25号高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第26号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

今回の予算では、社会教育課が補助金の見直しによるアップもありますし、それぞれの部署で工夫しながら、予算編成をされているところもあります。税務課などでは消耗品費を節約するために何かないかと思案し、涙ぐましいような節約をしている課もあります。また、町民を支援し、子育てに関しては子ども医療費助成で無料化が昨年10月から実施され、多くの町民の方々から本当にありがたいと喜びの声も多く寄せられています。

会計課においても、証紙の売り上げをアップさせる工夫など、多様性を持って予算化を図られています。

また、ふるさと納税関係では、当初から15億円を計上するなど、攻めの姿勢で事業者を後押しする体制もすごいことであると思います。

教育委員会でも、障がいを持つ生徒への配慮としてしっかりと支援員配置増など、教育現場での支援の大切さを、これまた多様性を持った生徒への対応をしっかりと見据えておられることは、評価すべきことであると考えます。

建設管理課においても、道路の補修などへ2名の人員配置を行い、素早く対応できる体制を確保。予算の少ない中、国の予算を活用しながら、できるだけ町民生活に配慮できる体制を確保しようとしている状況は理解できます。

総務課でも災害対策の津波、避難タワーの2基目の設置を行うことや、防衛省予算を使い、年次的にLED設置を通学にかかる遠いところから計画していることは、地域

から非常に喜ばれています。

それぞれ、各課工夫しながら、予算確保をしている状況は理解できますが、今回の予算には、議案第9号でも述べたように、地域おこし協力隊関係予算が400万円もありますし、町長は当初、8億円の町持ち出しであると述べていたキャノン誘致でも一般質問で明らかになったように、13億円といつのまにか5億円もの予算が増加しています。

また、これは余談ではありますが、商工会議所へ教育委員会を移転させたいと思われているようですが、商工会議所の会員の皆さんへの説明では、高鍋町が協力して意見実現すると言われておりますし、会員が少なくなっているのにどこから予算を持ってくるのだろうかと心配されています。

これと同じような状況が、いたるところに見受けられます。その予算を遂行するために、不足する分を基金で賄うというやり方は、国の借金体制に近づいていると私は思います。

財政調整基金については、私は予算の2割は必要だと考えています。ふるさと納税分、予算を除くと約100億円予算です。それから考えると、見解は違うかもしれませんが、20億円は財政調整基金は必要であると、私は考えています。前町長はそのことをしっかりと受けとめ、公債費を少なくしながら、財政調整基金を少しずつふやしてきました。してほしいこと、やってほしいことはたくさんありますが、それも予算に限りがあると思い、これなら継続できると考え、一般質問などで要求をしてまいりました。

今回の予算で、本当に高鍋町は大丈夫だろうかとの不安がよぎりました。確かに、私だけの責任ではありませんが、誰も責任を取らないのが自治体です。企業では誰かがやめて責任を取るとされていますが、1度赤字に転落したら、そこで働く従業員などは悲惨なものです。夕張では職員数も大幅に減少、病院も閉めるなど報道されましたが、本当に大変です。だからこそ、予算組みには、予算を組み合わせていくには、議員もチェック機能を働かせ、しっかりと鑑賞するぐらいの気持ちで臨んでいかなければなりません。町長の思いはどこまでいっているのでしょうか。見える課がほしいところです。

もう少し、慎重な予算であってほしいと願い、反対いたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 私は、本予算案に賛成の立場で討論をいたします。

この予算は、必ずしもベストの予算であるとは考えていませんけれども、ベターな予算であると受けとめております。現在の当町の置かれている厳しい財政事情下にあっては、住民の皆さんが全てが、満足する予算を編成することは不可能であることは、どなたも理解するところであろうと存じます。

財源が乏しいだけに、限られた厳しい財政の中で、行政サービスの大幅な拡大はありませんけれども、このような中にあっても、町長が就任以来、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生をビジョンとして、農畜産業が豊かになってこそ商工業はうるおい、町は元気になるという財政基盤の考えの下で、産業振興、福祉、子育て、教育、住環境の整備の3つをまちづくりの柱として、30年度の当初予算の中にも見受けられておるわけでござ

います。

新規事業としまして、地域おこし協力隊、県立高等学校入学支援金補助金、地方税共通税システム導入委託、障がい者防災減災推進事業、人工透析患者交通費助成事業、認定こども園施設整備事業補助金、畑かん整備事業等々、新規事業も約二十数件も含まれておりまして、予算の取り組みに真剣に取り組んでおられると思っております。

住民の皆さんの福祉向上のために欠かせない、大事な積極的な予算であると思っております。職員の皆さんの大変なる努力ときめ細かい配慮も随所に見受けられております。

今後も、財政運営は一段と厳しさを増すことが予想されますが、執行部、議会、町民と協同して、真に町民のための財政運営を進め、より効果的な執行に努められるよう要望いたしまして、本案30年度当初予算に賛成の立場で討論いたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第27号を起立によって採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第28号

日程第21. 議案第29号

日程第22. 議案第30号

日程第23. 議案第31号

日程第24. 議案第32号

日程第25. 議案第33号

日程第26. 議案第34号

日程第 27. 議案第 35 号

日程第 28. 議案第 36 号

○議長（永友 良和） 日程第 10、議案第 11 号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第 28、議案第 36 号平成 30 年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上 19 件を一括議題といたします。

本 19 件は、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査報告を求めます。

ここで、しばらく休憩いたしたいと思います。2 時より再開いたします。

午後 1 時 50 分休憩

.....
午後 2 時 00 分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長、青木善明議員。

○特別会計等予算審査特別委員長（青木 善明君） 平成 30 年第 1 回定例会において、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第 11 号から議案第 20 号まで及び議案第 28 号から議案第 36 号までの 19 件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について、御報告いたします。

審査の日程は 3 月 7 日、8 日、9 日の 3 日間、審査は第 3 会議室にて行い、なお 7 日は 1 名欠席、8 日は 2 名欠席で、議長を除く 15 名の委員のもとに執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

なお、報告につきましては議案順に行います。また、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

初めに、議案第 11 号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、制度改正に伴い、例規においても県内で統一する必要があるため改正するもので、あわせて法改正等に伴う条例改正を行うものであるとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員よりその他町長が必要と認めるものとはどのようなもので、基準は設けるのかとの問いに、特に想定はしていない、県内で統一したとことであり、現時点では何がということではないとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 12 号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、制度改正に伴い所要の改正を行うとともに、被保険者としのないものの規定を改めるものとの詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号特別会計設置条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、制度改正に伴い、歳入及び歳出の内容を改め、あわせて題名の変更をするものとの詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、制度改正に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となるため、基金設置の目的等を改め、あわせて題名の変更をするものとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、基金を積み立てる額を改正する理由は、今後の積み立てが可能なのか、積み立てることをしなくなるのかと問いに、これまで繰越金から積み立てを行い、現行の条例の12分の3の増減にほぼ達している。30年度からはこれまでのような多額な繰越金はいくいと考えるが、それでも繰越金は若干出るので、12分の3を撤廃しないと今以上に積み立てることはできないことがあり得る、急激な保険税の上昇を避けるため、基金を活用しながら充てていきたい。医療費が伸びていく中、医療供給環境の中では応分の負担をしていただきたい。そのために健康の支援をしていく、医療と介護の両方から自分の健康を維持していただくことが、後年度の医療費、保険税の抑制につながっていくと考えているとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、制度改正に伴い、国民健康保険の住所特例被保険者が後期高齢者医療保健に移行した場合の取り扱いの変更等であるとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、今後の適応はとの問いに、4月1日の適応となり、4月1日以降に75歳に到達する被保険者となるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、介護保険法の改正及び第7期介護保険事業計画の策定に基づき、改正を行うものであるとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より例外規定の意味はとの問いに、原則的な規定では救えない方がいることで例外規定を認める。例えば収監された方がその期間の減免申請があったときに対応できるとの答弁で、また保険料がわずか上がるが、上げなければならなかったのかとの問いに、新規事業の社会保障充実分として、医療介護の連携、ケア会議も充実していきたい。高齢者の増加とともに、介護給付費が伸びていく団塊の世代が後期高齢者に突入する2025年問題も迫ってきているので、若干の引き上げをしたとの答弁でありました。

以上で、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、制度改正に伴い、所要の改正を行うものとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、介護医療委員とはとの問いに、療養病床が廃止になる関係で、新たに設けられた施設で精神障がいの方というわけでもなく、介護の認定を持っている方で、医療を必要とするけれども、生活としての場の機能も必要であるということで、精神の方とは違

う観点の施設であるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、賛成討論があり、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、制度改正に伴い、所要の改正を行うものとの詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、制度改正に伴い、所要の改正を行うものとの詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

今回の改正は、制度改正に伴い、所要の改正を行うもので、平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されることから、指定基準を制定するものとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より管理監督が移譲されたが、事務負担が大きくなるが人的措置がされるのか、今の職員配置でできるのかとの問いに、町内7事業所あり、その指定権限を高鍋町が行う、また地域密着型サービス事業所が14あり、適正な運営がなされているのか、チェックを実施指導なり、運営推進会議でしていかなければならない。人員体制の充実を希望するとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、賛成討論あり、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算であります。

平成30年度予算は、国民健康保険制度改革に伴う、初めての予算編成となり、制度改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ、国民健康保険税2割、5割、軽減基準の引き上げ、70歳以上被保険者の高額療養費見直し等の詳細説明を受け、質疑を受け、委員より、給付金を県に払い、県から町に交付され、国保連に支払うこととされているが、県から直接払うことができないのかとの問いに、法的な規制があると考えられる、同様な意見は聞いているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算であります。

主な内容は、保険料率改定については、2年ごとに見直しが行われ、平成30年度は改定年となる、平成28、29年度剰余金を繰り入れることで保険料増加抑制を図り、保険料率等は据え置きとなる。保険料軽減特例については、段階的な見直しが行われている。

2割、5割軽減基準の引き上げは、国民健康保険と同様の改正との詳細説明を受け、質疑に入り委員より、システム改修については全額なのかの問いに、全額と聞いているとの

答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算であります。

詳細説明を受け、質疑に入り、委員より受益者負担金は現年度の面積でキヤノンが入っていないのかとの問いに、供用を開始して、次年度になるとの答弁で、また、施設管理費の修繕料で、毎年改修しているが、何年ぐらいかかるかとの問いに、5年ぐらいと見ているが、次年度からは金額が下がるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算であります。

歳入の主なものは、木城町、新富町からの負担金と、介護保険特別会計からの繰入金で、歳出の主なものは介護認定審査会委員報酬などの詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算であります。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の1年度目となり、給付実績及び介護保険事業計画に基づき、予算編成をしている。

詳細説明では、新規事業として短期間に専門職が集中して指導、助言を行う、訪問型指示サービスを創設。また4月から児湯医療介護連携室を都農町に設置し、医療と介護の連携推進のための研修会の実施や、情報共有を円滑に行うためのツールの整理、普及などに取り組むとの説明を受け、質疑に入り、委員よりケア会議を実施しているが、どのような内容かとの問いに、ケア会議とはケアマネのプランを専門職が検討を行うもので、毎月1回行ってきた。これを拡充するもので、月に2回とするとの答弁で、また固有医療介護連携室の会計はとの問いに、特別会計を設置するものではない、児湯5町が負担金を都農町に支払うとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算であります。

一ツ瀬川土地改良事業で導入された、畑地灌漑用水を他の農業にも雑用水として使用することを目的に、1市3町分の会計として、平成21年度から事業を開始しているとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より総括質疑で答弁があったことについて、事業啓発活動はどうするのかとの問いに、土地改良区一ツ瀬川飲雑用水企業団、関係する市町でこの案件について提議し、畜産農家の把握をした上で、灌漑用水、飲雑用水、雑用水の説明ができるパンフレット、その上で畜産用水はどれに使えるのかといったパンフレットが作成できたらよいと考えている。協議して作成するようになったら、予算を考えていきたいとの答弁でありました。

次に、委員より、雑用水管理システムの改修手数料の地区外の分とはどこなのかとの問いに、新富町の下城元地区エリアで、高鍋町でいえば畑田土地区画整理地区との答弁で、

また、畑田土地区画整理内はメーター料金でなく面積賦課だが、それを今回システムに入れるのかとの問いに、面積賦課のまま口座引き落としに対応するためのシステム改修との答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算であります。

詳細説明では、委員会の審査を初めとした、委員会の運営に要する経費との説明を受け、質疑に入り、委員より、研修はどのような内容かとの問いに、資産評価システム研究センターが開催する委員会運営に係る研修で、先進地の事例とか市町村の審査の状況とか、国の制度などについての研修が行われるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算であります。

予算の内容は、工業用地造成事業経費との詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、公有財産購入費は契約書にあった残りの分なのかとの問いに、3年分割契約の2年目の分であるとの答弁で、また土地の名義変更は全部できたのかとの問いに、一部個人名義の分があったが、若干名義変更がおこなわれているところがあるとの答弁で、また県の貸付金は10年償還なのかとの問いに、10年償還との答弁でありました。

次に、委員より、購入金額は平米3,000円であったが、この売り払いの単価は幾らかとの問いに、当初予定していた平米当たり3,000円で予算計上をしている。キャノンとは詳細の協議を行っており、若干変動はあると考えるとの答弁で、また平米単価が、購入単価より割り込むのではとの問いに、今のところ交渉段階では割り込まない方向で行っている。山であろうが、宅地であろうが、変わらない金額で交渉しているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第36号平成30年度高鍋町水道事業会計予算であります。

詳細説明後、質疑に入り、委員より貸倒引当金はどのくらいになるのかとの問いに、平成29年度当初金額25万円に対し、平成29年度に回収できない金額12万円を引き当てる予定としているので、引当金が約半分となる。及び平成30年度に回収できないと予想される金額が25万円で、不足額12万6,000円を予算計上するものとの答弁で、また高鍋未来戦略に上下水道課の災害部分の記載がないが、ライフライン確保のためには、防災の欄に記載する必要があるのではとの問いに、見直しの際に検討したいとの答弁でありました。

質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第11号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第11号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第12号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号特別会計設置条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第13号特別会計設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第14号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

確かに、制度改革により残ったお金は基金に積み立てをする方向性がよいのかもしれませんが。しかし、国民健康保険の基本であるのは、単年度会計だと私は思っております。多分に計算が予想が難しい状況であっても、今まで高鍋町で担当職員で培ったノウハウはどこの自治体にも負けないと自負しています。

だからこそ、現在の制度を残しておいてほしいと、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第14号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第15号高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第17号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

施設を管理する立場は本当に大変なものです。介護職の人員が少なく、処遇改善を行ってもなかなか増員できない状況があります。病院での療養型病床が廃止されて、新たに介護医療院になる文言が出現。国は地方自治体の仕事量には関係なく、法を変え、自治体の仕事をふやし続けているのが現実です。施設の管理監督など押し付けるのであれば予算も出し、相応の人数を確保できる環境をつくることを要望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第17号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第18号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第19号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第20号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

また、新たに事務移譲が行われました。これでまた、7業者、本当にふえてくると自治体職員はそれだけでなく大変な仕事の量及び介護業者へのさまざまな見守りをしっかりとこなさなければなりません。モニタリングを月1となると、職員にかかる負担は相当なものがあります。国は介護にかかる費用が大きくなったと要介護度を引き下げる努力目標を事業者へ求め、おまけにそれを自治体に検証させる役目を果たさせようとしています。職員が重い労働条件にならないように、職員配置をここもお願いして、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第20号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第20号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第28号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

今年度からの新しい制度改革によって、保険料、保険税が上がらないことを願っています。住民の皆さんからは、国民健康保険の仕組みが変わることで、きちんと医療が受けられるかなど不安があるようです。

また、大幅な保険料、税が上がったらどうしようかとの意見が寄せられました。高鍋町では、特定健診を初め、保険師を配置しながら、住民の健康づくりの啓発を日々心がけて、しっかりと頑張っていたいております。

制度改革によって、新たな予防や人間ドックなどあるようです。いつまでも元気で健康寿命ができる体制を確保していただくことを要望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第28号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第28号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第29号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第30号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算に、賛成の立場で討論を行います。

施設の老朽化を初め、当初からの高鍋町全域を網羅する下水道事業は見直しを余儀なくされていますが、その理由はあまりにも自治体予算に負荷がかかることです。使用料については、これ以上の負担になると、住民からの苦情だけではなく、使えなくなるのではと懸念する領域が出てこないか、大変心配をしております。使用料に反映せず、運営するにはかなりの工夫が必要ですが、必要な経費はしっかりと国から補填されるように、私たち議員も何らかの要求をする必要があります。

運営については、内部協議をしっかりと行い、利用者への負担がないようにしていただきたいと要望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第30号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第30号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決で

す。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第31号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第32号平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算に、賛成の立場で討論を行います。

3年ごとの見直しとなり、保険料も上がりましたが低く抑えてあると考えます。

また、健康寿命で長生きといきいき百歳体操を初め、地域への働きかけを行い、その効果は大きいと実感しています。働きかけを行い、そのことの効果が実感できる状況をつくり出すことは根気のいる仕事であると、本当に担当課には御苦労さまで言いたいです。

これからも、介護される人、する人の立場を理解し、住民のことをしっかりと支えていただくことを希望して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第32号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第32号平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第33号平成30年度高鍋

町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第34号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第35号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成30年度高鍋町水道事業会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第36号平成30年度高鍋町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

水道は、住民の最も大切なライフラインです。その水が何者かによって汚されたりすることのないように、法では365日24時間の体制で管理することが定められています。

私が議員になって、石綿管の布設替えから始まり、消火栓が入れられない管を大きくし、住民の安全安心も確保してきました。まだ当時、竹鳩浄水場の水位が下がり、老瀬の伏流水のみの浄水場だけでは不足することもあり、新たな井戸を見つけ大きな費用を投資しな

がらも、町民への負担は最小限に抑えてきた歴史には敬意を表したいと思います。

これからも、住民へ安全安心の確保をできる水道行政を目指していただくことをお願いして、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第36号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第36号平成30年度高鍋町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29. 議案第37号

○議長（永友 良和） 日程第29、議案第37号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第37号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,634万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億5,274万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、キヤノン新工場で使用します上水道について、当初は、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団から供給する予定でございましたが、工場で使用する水量が確保できないことが判明し、急遽、町水道から供給することとなったため、関連する経費を補正し、早急に対応するものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、町水道の引き込みに伴います、設計委託費の増額、歳入では、工事負担金の増額でございます。あわせまして、工業用地造成事業の繰越明許費の変更を行うものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、キヤノン新工場で使用します上水道の使用量が1日当たり最大約500トンとキヤノンから提示がありまして、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団からは供給できないことが判明したことから、町の水道で対応するもので、早急に設計等に入るため補正するものでございます。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入の工事負担金2,634万3,000円でございますが、これは、キヤノン新工場へ

の町水道の引き込みに伴う設計委託費に係る工事負担金を追加するものでございます。キヤノンから負担してもらおうというものでございます。

10ページ、11ページの歳出についてでございますが、キヤノン新工場への町水道の引き込みに伴う給水施設設計委託費、敷地内配管の変更に伴います設計委託費を追加するものでございます。財源につきましては、キヤノンからの工事負担金となります。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費補正でございますが、工業用地造成事業について、町水道の引き込みに関連する設計委託費と南九州学園からの土地の所有権移転が一部終了していないことから、追加をするものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑につきましては、要点整理の上、明瞭簡潔をお願いいたします。質疑はありますか。13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番、黒木博行。ちょっとお尋ねしたいんですが、37号について、この前の一般質問でも私はしたんですけども、その一般質問の中では、この案件は出てこなかったんですが、これ急に決まったことなんですか。

といいますのが、例えば、使用量500トンということでおっしゃいましたけれども、この使用量の500トンというのは、これは最初からわかっていなくて途中でわかった、もしくは変更があったということになるのでしょうか。

それと、この500トンの水の使用量については、これはどういうことでこれだけの、結局、水の使用をするのかという内容も含めて教えていただきたいということで、質疑させていただきます。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。この当初予算では、ちょっと間に合わなかったということで、今回、追加提案をさせていただきました。

経緯を申し上げますと、断続的にキヤノンさんとは協議を進めているところなんですけども、2月に入りまして、キヤノンさんのほうから、いわゆる工場等の整備計画の詳細がだんだん詰まっていく中で、使用水量が、やっぱり、これだけ要るといような話が最初にありました。そのときに、1日500トンの水量が必要だということになりまして、その後も何度か詰めまして、いろんな協議をさせていただいて、3月上旬に、やはり500トンぐらいの使用量が必要なのだという話がありました。

そこで、当初我々は、企業団のほうから、水については持ってきましょうと、当初の予定では、そこまでの水量を考えていませんでした。そこは、今の木城にあります、宮崎キヤノンの使用量も踏まえて、そういったところで、お互い、そういう認識でおったんですけども、やっぱり工場等の整備計画のほうの詳細になっていく中で必要になってきたと。

使用する水の具体的な内容というのが、まずは、従業員の食堂ですとか、トイレ等で使

う水、そしてあと、レンズ等の、いわゆる製品のレンズを研磨するときを使う、製造過程で使用する水です。それと、工場の冷却施設等で使用する水等が、トータル1日500トン、若干、今、そこが少し、まだ精査で動いているみたいなんですけれども、でも、かなりの量を必要だということがありましたので、こちらのほうで受けまして、何とかできないかということで、やっぱり町水道を引き込むしかないという判断をしました。

町水道を引き込む場合にも、このタイミングで追加提案をさせていただいたのは、来年の3月には、もう整備を終了させなければいけないということになりますと、今から、すぐ詳細設計の発注、委託をさせていただいて、7月ぐらいには、もう施工に入らないと来年の3月には間に合わないということで、大変急な提案で申しわけありませんが、この議会に追加提案をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番。工期がないというのは十分わかるんですが、この前、一般質問をさせていただきました趣旨においては、やはりキャノン進出に対しての町負担については、これは、全議員、非常に気にしているところだと思っているんです。

このような予算に関しましては、臨時議会でなくても、緊急な議員協議会を開いてでもできますので、できるだけ詳細説明を含めて、早目に伝えていただくということをしていただくと非常にありがたいと。

私は、キャノンの企業進出に関しましては、相乗効果も含めて非常に賛成しておりますが、やはり気になるところは、主な工事に関して付帯する工事が、今から先、どのように出てくるかということで、その金額が積み積み積もって、非常に大きな金額になるんじゃないかということで、一つ心配もしているところがありますので、そのあたりは慎重にかかっていかなくちやいけないところもあると思うんですが、やはり早目早目に連絡していただくということと。

一つは、この工事に関しての詳細もですが、この交渉の窓口を、行政側であれば副町長ということでわかっていますが、行政の責任者が副町長として、相手の交渉窓口については、どのような方が交渉窓口に立っていらっしゃるのか、責任を持って。

それとあと一つ、こういうふうな、例えば、予算がどんどん膨れることが今後ある可能性があるかどうか、そこを教えてくださいたいと。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 申しわけありません。確かに、随時報告がという話は、当然考えておまして、ただ、その中で、臨時議会等も十分活用させていただいている中で、今回は、この当初予算の最終日で追加提案をさせていただいたという状況でございます。

今後、まだ事業費が積み上がるんじゃないかという御指摘なんですけど、この前の一般質問ではお答えしましたがけれども、31年度につきましては、神祭野坂の整備ですとか、等々の事業がまだございますので、そこで事業費は、さらに増額ということ、総事業費は、

今、39億円程度というふうに申し上げておりますけれども、それからは積み上がるということになると思っております。

ただ、この水道の詳細設計ですとか施工につきましては、これは全額、キヤノンさんの御負担をいただくというふうに、しっかり確認を交わしておりますので、そこについては、しっかり負担いただくところは負担いただく、こちらも当然、一般財源も使うところも極力、有利な起債とか、国の補助金等々を活用できるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番。今の説明で十分わかりましたが、例えば、町水道の利用ということで、一つかかるものはかかると、費用で、これはしようがないと思います。

ただ、この町水道を使った場合、費用対効果というんですか、例えば、これだけの水の量使いますので、これはどれだけの、結局、売り上げになっていくのか、そのあたり、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。今、最大500、1日500トンということで聞いております。500トンで、土日等を除いて、2カ月で35日というところで計算しますと、年間に2,400万円ほどという金額になる見込みでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。先ほどの黒木博行議員の質疑にまだ答えていないところが1カ所あると思うんです。相手の窓口をちゃんと答えていないと、まあいいです、それは後で、また答えてあげてください。

私のほうは、確かに、黒木博行議員が質疑をしましたが、そんなことも非常に、私は問題であるというふうに考えているんです。だから、窓口がセッティングしてあるにもかかわらず、私たち議会には、やはり知らされないまま確認を交わしたりとか、まだ約定書が交わされていないんです、契約も行われていない。

その状況の中で、最終的に、まだ電気系統もどうなるのかわからない。相手の状況が、非常に見えない状況の中で、こうやって、どんどんと私たちの財源を、高鍋町の財源を、つぎ込んでいくことが、一体どうなのかということが非常に問題だと思うんです。

最終的に向こうの設計は、秘密事項であるということがあるのかもしれませんが、やはり相手とのその辺の絡みも、私たち外部に見せられないということであれば、秘密会というの、きっちりとして議会ではありますので、そういうことも含めて、外部に私たちが情報を流さないということを条件に、やはりしっかりと相手の情報を、私たちにお示ししたいんです。

そうでないと、お金だけが出ていって、全然入金がないという状況、今の状況見たときには、やはり住民からの信頼が、本当に大丈夫なのかと、これだけ住民の税金を使って大

丈夫なのかと、もし来なかったときには、じゃあ、誰が一体責任とるのかということになってきたときに、答えられないじゃないですか。

こういうことは、自治体の運営ではないと思うんです。やはりきちんとした、確認書ではなく、覚書でもなく、やはり契約書に準ずるようなもの、法的にそのようなものをしっかりと確保していただかないと、大丈夫じゃないんじゃないかなというふうに私は思うんです。

そこで、お伺いしたいんですが、契約書なり、覚書なり、いろんな形で、向こうと確約をとられたものがあるのかどうか。

それと同時に、今度の水道の問題については、どのように設備がなされるのかというのは非常に心配なんです。この500トンもの水を確保するために、じゃあ、どのような配置、配管をしていくのかということは、私たちも気になる場所なんです。これが、例えば100ミリであっても、200ミリであっても、そういうのを設置するということになれば、これが私たちの水道料金にどう返ってくるのか、どうなってくるのかということが、まず一つ問題です。

そして、この工事をすることによって、大体、全体の工事金額というのが、まず示されませんが、この設計の予算からいくと、大体、3億から3億5,000万円ぐらいの間というふうに、私は思っているんですけども、でもそのときに、やはり先ほど言われたように、例えば、下水道というか、トイレとか、そういうものにも使っていきたいというようなことが、答弁があったと思うんです。

でも普通、企業は、やはり高い町水道とか、そういうものを使うよりも、できるだけ井戸を掘って、そういうものについては、例えば、飲み水でない部分。そして、また研磨に使うとか、そういう洗浄に使うとか、そういうもの以外については、できるだけ、このトイレとかは井戸を掘ってというのが普通の企業のあり方なんです。

それは、やっぱり毎月毎月、水道料も重なってくるわけですから、それも重なれば、非常に大きな金額になる。それぐらいの投資は、やむを得ないと考えていらっしゃるのかもしれないけれど、そのことについて、後になって、じゃあ井戸を掘りますとか言われたときに、どうなるのかなということが気になるんです。

だから、これを、例えば、上げていくために、どういった形で工事をしていくのか、工事の計画としては、大体こういうふうになればいいんじゃないか。大体、水は、上から下に流れるもんなんです。下から上に上げるとなると、じゃあ、どういう工事になるのかということも大変気になるところですので、そこを、まず、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。全体のことになりますけど、まず、この詳細設計を出したら、工事計画とか施工内容という、当然、水を上げないといけませんから、ポンプアップなのかどうかという、そこは出てきますが、そこあたりも含めて、詳細設計で上げて

いただこうと思っていますので、何とも今申し上げられません。

井戸につきましては、井戸の活用もあるかと思えます。考えていると思えます。だから、それも、どのような、どのぐらい使うとか、そういったところについては、まだ何も聞いておりません。

以上です。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 済みません。窓口につきましては、町の窓口は、私が、一応、責任者でさせていただいております。

キャノンさんのほうは、代表取締役副社長のファシリティ管理本部長が窓口になっていただきまして、そこに、宮崎県の企業立地推進局の企業立地課長が、一応、常に同席といえますか、一緒になって協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。答えないで逃げようかなと思っていらっしゃるのかなというふうに思うんですが、先ほど、私、金銭問題を言ったと思うんです。お金をどうするのかと、本当に入るのかと、その確約はどこにあるのかと、そのところをまず答えて……まだ、まだ次ありますから、お待ちくださいませ。

さっきの副町長の答弁によると、井戸を掘られるかもしれません、何をされるかもしれません、これをされるかもしれませんと、全然わからないじゃないですか。相手の意向が全然見えない。そういう状況の中で、高鍋町が右往左往しないといけない、そのたんびにお金を出さないといけない。だから、本当なら、私たちが、もし弁護士であれば、着手金というのを必ず出すんです。それに係る費用がいろいろあるわけです、印紙代とかいろいろ。だから着手金をもらうわけですよ。そのところも話ができないのかなというふうに思うんです。

1円もお金をもらわないで、工場をやったり、これ、自治体だけですか、こういうことするの。普通は、私、国富も、いろんなところにも聞いたんです、こういうことがありますか、事例でと。聞きましたら、ほとんどのところでないそうです。というのは、ほとんどが更地に來られているんです、ほとんどが。こんな事例はないそうです。私、あっちこっち聞いたんです。国富やら、もう二十何億円出していますから。あそこも金額がおつきかったから、私、聞いたんです。そしたら、そういうふうに答えていただきました。

だから、ほとんどのところが更地、何の問題もないところに誘致をされている状況がありますので、今回のような、高鍋町のような状況というのは、本当に特異な状況じゃないかなというふうに思うんです。

でも、南九州大学の跡地を何とかしたいという気持ちは、それは、町民もやっぱりあったと思うんです。でも、そのたんびに、やっぱり町長が、黒木町長の前までは、やはり人のものに手つけるわけにはいかんというところがあったから、自分のものじゃないから、

私たちも具体的な質疑もできなかつたし、質問もできなかつたし、やっぱり、ちゃんとできなかつたわけです。

しかし、今回、やはりキヤノンさんを誘致すると、そういうことになって、じゃあ間で、私たちがクッションになりましょうということで、高鍋町が引き受けてこられたんだろうと思うんです。

普通なら、更地に誘致をするというのが普通です。だから、何でこのような話し合いになってきたのか、どんどん向こうからの変更に従って、私たちが変更しなきゃならない、そのたびに議会に了承を得なきゃならない。議会では、何で言わないんだ、何で知らせてくれないんだと、知らないことが多い。横に私たちを置いて、議会の置いて、やられているんじゃないかなという不信感が、執行部と議会との不信感が、やっぱり、かなり出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。

そこで、お伺いしたいんですが、先ほども言いましたけれど、契約書なり、覚書なり、しっかりと、その辺が定めてあるのか、そして、そのことによって、高鍋町のほうにお金が入るのか、向こうが負担していただけるものを、いついただけるのか。

例えば、まだ造成が終わらない段階で、土地を買っていただいたお金、ことしは予算では上がっています、確かに。そのお金、17億円でしたか、予算で上がっています、予算で上がっていますけど、本当に、この予算を全額、いつ入るんだろうかと。多分、皆さん不安だろうと思うんです。賛成はしたけれど。やはり今年度中に、きちんとしためどがないと、3月までです、もう今、3月何日ですか、20日です。3月20日まで1円も入っていないんですか。だったら、3月の31日。そして出納閉鎖が5月ですので、5月までに一体、いつぐらいお金が入るのか、そういうところがないと、私たちも非常に不安に駆られるわけです。だから、信頼関係が損なわれていく状況ができてくるんじゃないかなと。

例えば、設計を出した後で、もうどうにもならないという状況になるのかどうか、その辺のところ、議会運営委員会でも、上下水道課長も呼んで、水が足りるのかどうか、住民には不足がないのかどうかとかいうことも含めて、やはりいろんな形で、例えば、水圧が3階までなんですけど、どうなるんですかとかいう話が、質疑が出てきているわけです。

だから、そういうことも踏まえて、しっかりと、やっぱり住民に説明責任を果たすという状況をつくっていただかないと、私はいけないんじゃないかなというふうに思いますので、その説明責任を果たす意味で、確認書なり、覚書なり、交わされたことはないのか。その内容はどうなっているのか。話し合いの窓口が副町長でありますので、副町長はどのように行動していらっしゃるのか、内容をしっかりとお示し願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。確認書というのを結ばしていただいております。高鍋町、私と、宮崎県は、先ほど申し上げました企業立地課長、それと、キヤノンさんは、先ほどの代表取締役副社長のファシリティ管理本部長の3者で確認書というのを交わしております。

その中で、全体の内容につきまして、いろいろ確認を交わしているわけですが、その中で、上下水道、電気等も含めまして、キヤノンさんに係る、上下水道の使用開始できるように、布設工事を完了しますということで、町のほうに管理をすることというふうに、町に対して、そういう標記があるんですけれども、ただ、その布設工事に係る費用については、キヤノンが負担をすることといった、確認書の中で、その中身を交わしておりまして、これについては、町の負担は発生はしないということでございます。

その費用は、いつ入るのかという話なんですけれども、30年度中という、今のところ。土地の売買契約書を交わしまして、その後、こちらから請求をさせていただいて入金をいただくということでございますので、まだ、いつというのは、具体的にはですけども、30年度中には入ります。

追加で申し上げますと、29年度中に、キヤノンさんといろいろ工事負担の関係で、例えば、樹木の移転ですとか、解体、造成に絡む部分で、施設の移動とか、移設とか、樹木の伐採とか、樹木の移転です、そういったのも、キヤノンさんのほうから要望があった部分については、当然に、それはキヤノンさんの御負担ですよということで、それについては完了しましたので、そこについては、この29年度中にキヤノンのほうから、その工事に係る、費用に係る負担金を請求させていただくということにしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。今、説明がありましたけれども、1月に交わしていらっしゃる、確認します、1月に確認書を交わしていらっしゃる。じゃあ、その交わした時点で、どうして議会のほうにしっかりと行っていただけなかったんでしょうか。その時点で言うていただければ、例えば、そのことに関して、黒木博行議員も申し上げましたけれど、やっぱり一般質問の中で、そういうことも改めてしっかりと質問が展開できたんじゃないかなと思うんです。

少しでも、やはり、みんな応援はしているしというところはあると思うんです、皆さん。私を除いては、皆さん応援もしているし、賛成もしているし、だから、どうしていきたくかというところはあると思うんです。

しかし、そのことも、賛成している議員にですら、そこが明らかにされないとなると、信頼関係が損なわれるというのが、まず一つなんです。

そして、1月に交わされた、その確認書なるものが、外に出せないのかというのであれば、やはり、それは、外に出さなきゃいけないものなんです。ちゃんと、議員には、最低見せなきゃいけないもの、書類として出さなきゃいけないものだと思うんです。その判断は、町長がされるということかもしれませんが、信頼関係をそれで損なうというのであれば、そんなことおかしいです。企業は、自治体と契約しているんだから、わかるでしょう、それぐらい。自治体では二元代表制で、しっかりと議会にもこの情報を伝えていかなければならないということは、もう既に、向こうのほうにわかっていらっしゃいます。

いいですよと、多分、おっしゃると思うんです。

それともう一つ、水道事業で、一応、この2,634万3,000円というのが出た根拠というのが、ある程度あると思うんです。どういったラインで町水道を流していくのか。そして、おまけに、どういった形で、これだけの水を上げるとなると、受水槽というものも必要となってくると思うんです。だから、そういうことに、間に、どれぐらいのポンプをつけなきゃいけないのかとか。そういうことも含めて、ある一定のあれは出てきていると思うんです。

そのことを踏まえて、やっぱり、しっかりと答弁していただかないと、議会は、本当に横に置かれてしまって、それで何もわからないという状況が出てくれば、私たちは協力しようにも協力できない状況があるじゃないですか。

だから、そこをきちんと、私、やっぱり、ちゃんと相手には伝えないといけないと思うんです。相手にも伝えないといけないし、議会にも協力を求めるのであれば、やっぱり、お話をしていただかないと困る。どうしても秘密にしなきゃ、例えば、個人名とかいろんな名前。例えば、設計図を出していただいたのに、その設計図が外部に漏れるとまずいから、設計図については、皆さん回して読んで見ていただいて、後は回収しますとか、いろんな方法があるわけです。

出していいですよと言われたものについては、企業秘密でない部分については、しっかりと、皆、私たちに書類をいただき、そして、確認するところは確認しながら。やっぱり私たちは、町民の税金を出しているという状況をいつも念頭に置いて、こうやった質疑なり、質問なりをしてきているわけですから、だから、そのところを、ぜひ二元代表制の意味を理解していただいて、何で、こんな私たちが質疑をしなければならないのかということころは、御理解というよりも、それは理解する以前の問題。これは、もう大変なことなんです。それを、ねばならないんです、ねばならい。理解するように努めなければ、ねばならないんです、要望事項じゃないんです。これは、そういうふうにしていかないとはいけないということなんです。

だから、自分たちだけで、秘密保持があるからということ、秘密にしないでいただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。別に秘密にするわけではないので、ただ、ちょっと弁解させていただくと、企業さんの計画って非常に、ぼんぼんと変わるといえるか、設計、工場の建設計画も、非常に日々変わったりしているところがありまして、そこに振り回されているところは、若干あるんですけれども、だけど、どのタイミングで御報告するかというのは、非常にタイミングを逸してしまったというのが実情でございます。

ただ、今後、できるだけそういう情報を速やかに報告できるように努めたいと思います。以上です。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。水道の現在の概要ですけれど、まだ委託していませんので、はっきりわかりませんが、想定といたしまして、100ミリの管を約1,200メートルの設計と、ボーリング調査を2カ所、それと、神祭野坂の下のほうに、小さいポンプ場ですけれど、それをつくって、そこから圧送で、下水管路と同じところ付近にはわせて、上に上げていきたいと、そして、一番上に、また受水槽を設けて、そこからキヤノンの敷地のほうに流すという計画で、今、この設計を考えておるところでございます。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。私がちょっと聞きたいのは、受水槽でできないものなのか、一ツ瀬企業団のほうで受水槽が大きくなると思うんですけど、それでできないものかというのと。

もう一つ、橋のほうから来ると、現在は75ミリぐらいですよ。その中でポンプを設けてするんですけど、上がるのかなという心配です。だから、町内で、この前、質問の中で、配水池から来るのが、一応半分ぐらいということなんですけど、それで余裕はあるのか、その水の。だから、やっぱりそういうところが、ちょっと知りたいんですけど。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。一ツ瀬企業団の、1日100トン前後が精いっぱいということで配水池をつくったとしましても、ちょっとそれに追いつかないという状況でございます。

それから、高鍋町の水道といたしましては、計画給水量が9,000トン。現在1日6,000トンから6,500トンということで、量的には十分余裕がありますし、計算上も大丈夫ということで出ております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） 11番。今、いろいろお話をお聞きして大変だろうとは思いますが、上下水道課、独立採算制で、現在、管理者はどなたになるんですか、管理者、町長ですか。この管理者としての意見をちょっとお聞きしたいなと思ひまして、よろしくお願ひします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ※全て現場の人にお任せしております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

しばらく休憩いたします。午後3時25分まで休憩いたします。

午後3時15分休憩

.....
午後3時25分再開

○議長（永友 良和） 再開します。上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 先ほどの発言で、ちょっと訂正をお願いします。

※後段に訂正あり

水道事業の管理者ということですが、水道事業の設置に関する条例の中で、地方公営企業法の中で、高鍋町の規模である水道事業においては、管理者を置かないということになっておりますのでお願いいたします。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第37号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論を行います。

キヤノン誘致に関しては、ここまで来ているので反対も何もないかもしれません。

しかし、突然の補正予算、企業の論理に振り回され、議会軽視ともとれるような行動について、納得いきませんので反対とします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第37号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第37号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 発議第1号

○議長（永友 良和） 日程第30、発議第1号高鍋町議会基本条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 7番。発議第1号高鍋町議会基本条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び議会規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者は、高鍋町議会議員、岩崎信や、賛成者、同じく高鍋町議会議員、後藤正弘、緒方直樹、春成勇、岩村道章、八代輝幸、山本隆俊、津曲牧子、青木善明、中村末子であります。

趣旨説明を申し上げます。

この議会基本条例は、議会及び議員の活動原則など、議会に関する基本的事項を定めるものであります。

経緯について申し上げます。

以前から、本議会の中において、議会基本条例の制定と議員定数の見直しが課題とされ

ていましたが、8月に行われた、公民館連協の皆さんとの話し合いを一つのきっかけとして、9月25日、参加を希望する議員10名で、議会活性化等調査特別委員会を設置し、今まで9回の会合を開き、協議を続けてまいりました。

特別委員会では、2つの議題の協議を続けていますが、議会基本条例についての協議がまとまりましたので、今議会において提案することに至りました。

この議会基本条例（案）については、お手元に配付してありますのでごらんください。

本条例は、前文、本文20条、附則で構成されています。

第1条の目的を初めとし、第2条では議会の活動原則を、第3条では議員の活動原則を規定しています。第4条では町民参加及び町民との連携について定め、特に第2項では全ての会議を原則公開とし、第5条においては少なくとも年1回の議会報告会の開催を定めています。

次に、第7条では議員と町長との関係を規定し、第3号では町長等に反問権を認めています。

次に、第10条では自由討議による合意形成を規定し、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めることを定めています。

また、第17条では議員定数について、第18条では議員報酬について規定しており、いずれも町民の意見を尊重しながら、町政の現状及び課題並びに将来の予測展望を十分に考慮したものであることを定めています。

第19条では本条例に対する議会の最高規範的位置づけを規定しており、附則で、公布の日からの施行を予定しています。

終わりに、分権と自治の時代における地方議会は、それぞれの議会が、みずからの議会をどういう議会にしていくか、また、どういう議員であるべきかをしっかりと決めていかなければ、町民の負託に応えていくことはできないと考えます。

それを明文化し、まとめたものが、この議会基本条例であります。

所定の賛同者を得て提案させていただきました。

議員各位の御賛同お願いいたします。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第1号高鍋町議会基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 1. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第3 1、閉会中における議会広報編集特別委員会活動について議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第3 2. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第3 2、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第3 3. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第3 3、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

日程第3 4. 閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第3 4、閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会活性化等調査特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

これで平成30年第1回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後3時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員